第 5 回教育委員会定例会 案件表

〇日 時

令和5年3月9日(木) 午前10時00分から

〇議 題

1 議 案

(1) 議案第13号 練馬区立学校におけるパーソナルコンピュータの管理運営に関する規則を廃止 する規則 (資料1)

2 請 願・陳情

- (1) 令和4年陳情第1号 ゲノム編集食品・植物を学校で使用しないことなどを求める 陳情書〔継続審議〕
- (2) 令和4年請願第1号 感染対策としての「黙食」中止を求める請願〔継続審議〕

3 協議

(1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕

4 報告

- (1) 教育長報告
 - ① 令和5年第一回練馬区議会定例会における一般質問要旨について (資料2)
 - ② 令和5年度練馬区立少年自然の家の臨時休館について (資料3)
 - ③ 令和5年度における物価上昇に伴う学校給食食材購入費補助の実施について (資料4)
 - ④ 学校給食多子世帯負担軽減補助金について (資料5)
 - ⑤ 「学びのガイド〜令和4年度 全国学力・学習状況調査等 練馬区の結果から〜」 の作成について (資料6-1、6-2)
 - ⑥ 第2期練馬区子ども・子育て支援事業計画中間見直し(素案)に寄せられた意見と 区の考え方について (資料7)
 - ⑦ 第2期練馬区子ども・子育て支援事業計画中間見直し(案)について (資料8-1、8-2)
 - ⑧ その他

資 料 1

議案第13号

練馬区立学校におけるパーソナルコンピュータの管理運営に関する規則を 廃止する規則

上記の議案を提出する。

令和5年3月9日

提出者 教育長 堀 和 夫

練馬区立学校におけるパーソナルコンピュータの管理運営に関する規則を 廃止する規則について

このことについて、別紙のとおり廃止するものとする。

練馬区立学校におけるパーソナルコンピュータの管理運営に関する規則を 廃止する規則

練馬区立学校におけるパーソナルコンピュータの管理運営に関する規則(平成 4年9月練馬区教育委員会規則第7号)は、廃止する。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

参考資料

令和5年3月9日 教育振興部教育施策課

練馬区立学校におけるパーソナルコンピュータの管理運営に 関する規則を廃止する規則について

練馬区立学校におけるパーソナルコンピュータの管理運営に関する規則(平成4年9月1日教規則第7号)を下記のとおり廃止する。

記

1 廃止理由

本規則の内容が現在使用していないフロッピーディスクについて規定したものであるため。また、管理責任者の設置による児童・生徒の個人情報の保護に関しては、今現在運用している「練馬区学校情報セキュリティに関する要綱(平成28年2月15日27練教教第10789号)」および「練馬区学校情報セキュリティ対策基準(平成28年2月15日27練教教教第10789号)」において定められているため。

2 現行規則

別紙のとおり

練馬区立学校におけるパーソナルコンピュータの管理運営に関する規則 平成4年9月1日

教規則第7号

改正 平成12年3月31日教規則第19号

(目的)

第1条 この規則は、練馬区個人情報保護条例(平成12年3月練馬区条例第79号。 以下「条例」という。)に基づき、練馬区立学校におけるパーソナルコンピュータ(以下「パソコン」という。)の管理運営について必要な事項を定め、児童・生徒の個人情報を保護することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この規則において、つぎの各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 学校 練馬区立小・中学校、幼稚園および下田学園をいう。
 - (2) 個人情報 学校が児童・生徒に関して職務上作成し保管する情報で、個人を識別できるものをいう。
 - (3) フロッピーディスク フォノシート状の形状で、一定の磁気記録方式によって記録する記憶媒体をいう。

(個人情報の処理)

- 第3条 学校がパソコンにより処理することができる個人情報は、条例別表第1 に掲げる学校教育指導事務および学校納付金事務の記録項目の範囲とする。 (任務)
- 第4条 校(園)長および職員は、条例等の定めるところに従い、学校における パソコンによる個人情報の処理について、適正に管理運営しなければならない。 (管理責任者の職務)
- 第5条 学校にパソコン管理責任者(以下「管理責任者」という。)を置く。
- 2 管理責任者は、当該学校の校(園)長をもって充てる。
- 3 管理責任者は、個人情報の漏えい等の事故を防止するために、所属職員に対 し適正な指導を行わなければならない。
- 4 管理責任者は、教育長の求めに応じ、パソコンによる個人情報の処理状況に

ついて報告しなければならない。

(取扱責任者の職務)

- 第6条 管理責任者は、パソコンによる個人情報の適正な取扱いを確保するため、 パソコン取扱責任者(以下「取扱責任者」という。)を定めなければならない。
- 2 取扱責任者は、個人情報の記録されたフロッピーディスクを管理する。
- 3 取扱責任者は、管理責任者の求めに応じ、パソコンによる個人情報の処理状況について報告しなければならない。

(個人情報の管理)

- 第7条 個人情報をパソコンで処理する者(以下「使用者」という。)は、あらかじめ管理責任者が指定した者とする。
- 2 管理責任者は、学校納付金事務に係る使用者を指定したときは、使用者の職 および氏名を教育長に届け出るものとする。
- 3 不要となった個人情報の記録は、使用者と取扱責任者が確認のうえ、速やか にフロッピーディスクから抹消しなければならない。
- 4 当該学校を卒業または転出した児童・生徒に関する個人情報の記録は、使用者と取扱責任者がフロッピーディスクから速やかに抹消し、管理責任者が確認しなければならない。

(フロッピーディスクの管理)

- 第8条 個人情報が記録されているフロッピーディスクは、鍵のかかる場所(以下「保管庫」という。)に保管しなければならない。
- 2 個人情報が記録されるフロッピーディスクは、作成から廃棄にいたるまで、 その経過を記録しなければならない。
- 3 個人情報が記録されているフロッピーディスクは、当該校内においてのみ使用し、使用後は直ちに保管庫に返還しなければならない。ただし、当該校の学校納付金事務につき、フロッピーディスクを金融機関に提供する場合においてはこの限りでない。
- 4 前項に基づきフロッピーディスクを外部提供するときは、フロッピーディスクの受け渡しの経過を記録しなければならない。
- 5 不用となったフロッピーディスクは、個人情報の漏えい等の事故を防止する

ため、裁断したうえで廃棄しなければならない。

(入力・出力の管理)

- 第9条 管理責任者は、個人情報の入出力状況等を記録するためパソコン取扱記録簿(別記様式)を作成し管理しなければならない。
- 2 使用者は、個人情報を入力または出力しようとするときは、パソコン取扱記録簿に必要な事項を記録しなければならない。

(委任)

第10条 この規則の施行について必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成12年3月教規則第19号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

別記様式(第9条関係)

パソコン取扱記録簿

月/日	時 間	使 用	者	使	用	F D	入	出	力	内	容	確	認	欄
/	5													
/	5													
/	5													
/	5													
/	5													
/	5													
/	5													
/	5													
/	5													

令和5年3月9日教育振興部教育総務課

令和 5 年第一回練馬区議会定例会 一般質問要旨【教育委員会関係】

これからの学校教育のあり方について

【質問】

現在の学校教育は、複雑化・多様化する子供たちの問題に対応しながら、教員の育成を行わなければならないという、大変困難な課題に直面している。

このような状況下において、学校や教員に求められるものは何か、区の所見を伺う。

子供たちが将来の社会で生き抜いて行く為、どのような力を身に付けるべきなのか、その為に、練馬区の学校教育において、どのような取組の充実を考えているのか伺う。

【答弁】

全国的に教員の多忙化等が要因となり、教職を目指す人材が不足している。また、いじめや不登校、ヤングケアラーへの対応、タブレット端末等を活用したGIGAスクール構想の推進など、教員の職務は多岐にわたっている

こうした中、子供たちの育成のためには、学校や教員は、学習や生活指導はもとより、 子供たちの不安や悩みに丁寧に寄り添い、保護者や地域の方々、関係機関等と連携した教 育活動を行うことが求められている。併せて、自らの指導力の向上とともに、心身の健康 の保持を図っていく必要がある。

教育委員会としては、学校・地域連携事業のあり方の検証やスクールソーシャルワーカーの増員を行い、家庭や地域と協働した学校運営や様々な環境下にいる子供たちへの支援 を推進していく。

また、サポート人材や部活動指導員の配置を拡大していくことにより、教員の負担を軽減するとともに、教員が子供と向き合う時間を確保し、児童生徒一人ひとりに応じた指導の充実を図っていく。

子供たちが将来の社会で生き抜いていくためには、自らが設定した課題を解決していく 力や、他者と意見を交わしながら、考えを深めたり、互いを認め合ったりする能力を育成 し、生きる力を身に付けさせることが重要と考えている。

区では、教育・子育て大綱において「夢や目標を持ち困難を乗り越える力を備えた子どもたちの育成」を目標に掲げ、教育振興基本計画において「教育の質の向上」「家庭や地域と連携した教育の推進」「支援が必要な子どもたちへの取組の充実」を視点とし、学校や教員にはこれらを具現化していくこととしている。

不登校対策について1

【質問】

区におけるコロナ禍での不登校児童生徒の推移は、どのようになっているのか伺う。

区では令和3年から4年にかけて、不登校を経験した区立中学校卒業生徒に対してのアンケート調査や教員・保護者・不登校児童生徒を受け入れた民間団体を調査し、その結果を報告書としてまとめた。調査結果から見えてきた課題について、考えを伺う。

現在、区では、学校教育支援センターにおいて、不登校、いじめ、学業不振等の子供たちの様々な相談を、教育相談室での対面相談のほか、電話やメールでも受け付けている。 区長は所信の中で「(仮称) 子ども相談アプリ」の導入や、専門職員を増員し、相談支援体制を強化することを発表した。子供たちの現在の相談状況と、アプリの導入等により、子供たちの相談環境はどのように充実するのか、区の所見を伺う。

今後、調査結果を検証し、さらなる当事者や家族へのきめ細やかな相談体制や、社会参加への情報提供が重要である。教育委員会にスクールソーシャルワーカーを増員して学校

訪問を増回し、学校内の相談体制の充実に向け、スクールカウンセラーや心のふれあい相談員との連携を強化するとともに、学校が学校外の地域の関係機関とも連携した見守りを強化し、不登校から引きこもりや自殺など深刻な状況に陥らないよう、適切な対応を取ることを要望する。区の所見を伺う。

【答弁】

練馬区の不登校児童生徒数は、コロナ禍前の令和元年度は900人だったが、令和3年度は 1,146人となり、全国と同様、増加傾向にある。

令和3年度から4年度まで2か年かけて実施した不登校実態調査の結果から、不登校の原因について当事者と学校との間に認識の差異があること、不登校だった生徒の約7割は、学習の遅れや進路に不安があり、学習等への支援を求めていたことなどが判明した。

本調査結果を踏まえ、不登校対策方針の改定に着手している。

子供の相談環境について、学校教育支援センターでは、メールによる相談を行っており、 令和4年度の相談件数は316件である。

今後は、全児童生徒に配付したタブレットなどから、いつでも相談やSOSを発信できる (仮称)子ども相談アプリを導入し、夜間休日も速やかに回答を得られる環境を整備する。

子供への個別支援や学校と連携したサポート体制を強化するため、スクールソーシャルワーカーを16名から20名に増員し、教員、スクールカウンセラー等と連携した支援を充実する。

また、悩みや不安を抱える子供や家庭への支援を強化するためには、学校や地域、関係機関の連携が必要である。そのため、校内の相談体制とともに、学校の教職員、警察署員、民生児童委員、PTAなどで構成する学校サポートチームや学校評議員会等を活用し、情報共有や解決に向けた協議を行うなど、連携をこれまで以上に強化して、子供や家庭への支援を充実させていく。

不登校対策について2

【質問】

「新たな不登校を発生させないための指導」として、全小中学校で2018年度に作成した「人間関係形成力授業プログラム」を活用し、「適切な指導のもとに人間関係形成力を身に付けさせ、不登校の未然防止に資する」としている。このプログラムを活用することで「主体的・対話的で深い学びを通して人間関係を形成することができ、その結果、学級が居心地の良い環境になり、多くの児童生徒が自尊感情や自己肯定感をもてる」としているが、子供にとって本当に居心地の良い環境になるのか疑問である。区の考えとプログラムの実践効果について伺う。

子供の権利を尊重し、授業だけでなく、いつでもどこでも子供の意見を受け止め、対話ができる学校、楽しいと思える学校の環境づくりが必要である。そのために、教員が時間の余裕を持てるように増員を急ぐべきである。考えを伺う。

世田谷区では不登校対策として、56ページにわたる「保護者のためのハンドブック」を 作成したり、毎月不登校保護者のつどいを実施するなどの支援をしている。区もきめ細か な保護者支援をすすめるべきと考えるが、いかがか。

区は、不登校の未然防止のために調査や方針策定などに取り組んできたが、これまでの 課題をどう捉え、「不登校対策方針」の今後の改定にどう生かしていくのか、伺う。

また、フリースクールなどは不安を抱える子供をまるごと受け止め、安心できる居場所であり、大切な存在である。区が「不登校児童生徒が学校に復帰することのみを目標としない」としたことも重要なことである。

不登校児童生徒が増え続ける現状から、学校のあり方そのものを見直す時が来ているのではないかと考えるが、区の考えを伺う。

【答弁】

義務教育の9年間は、人としての基礎を培う極めて大切な期間である。教育委員会では、

不登校対策方針を平成29年に定め、一人ひとりの子供に寄り添い、様々な取組を進めてきた。不登校の要因の一つに、人間関係に起因する課題がある。人間関係形成力授業プログラムでは、子供たちがより良い人間関係を構築するための学級活動の授業例など各校の活動に有効な取組を紹介している。学級・学校が好きになり、不登校を未然に防ぐことをねらいとしており、本プログラムを実践した教員からは、授業後に子供同士の会話が増えるなどの効果があったと報告を受けている。

教員の定数は義務教育標準法に基づき国が定めるものだが、区では、教員が子供と向き合う時間を確保するためサポート人材の配置拡大やICTを活用した校務改善等を図り、教員の働き方改革にも取り組んでいる。

不登校児童生徒の保護者に対して、学校では、定期的な電話連絡や家庭訪問等に加え、 スクールカウンセラーによる心理面へのサポートを行っている。

また、学校教育支援センターでは、保護者向け講演会を年16回実施し、参加者同士が話し合う場を提供している。適応指導教室においても保護者交流会や心理職の職員等との個別面談など、様々な支援を行っている。

文部科学省は令和元年、不登校児童生徒への支援の在り方について、学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することができるよう支援していくという基本的な考え方を示した上で、個々の児童生徒の状況に応じた支援を各自治体に求めた。

令和3年度から4年度まで2か年かけて実施した実態調査の結果から、不登校の原因について当事者と学校との間に認識の差異があること、不登校だった生徒の約7割は、学習の遅れや進路に不安があり、学習等への支援を求めていたこと、フリースクールなどの民間事業者は、区や学校との情報共有によるさらなる連携を求めていることなどが判明した。

国の基本的な考え方や区の調査結果を踏まえ、不登校対策方針の改定に着手するとともに、(仮称)子ども相談アプリの導入やスクールソーシャルワーカーの増員により、相談体制を強化していく。

教育について1

【質問】

これまで区は、電子黒板や児童生徒用ならびに教員用のタブレットPC等を配備し、ICT技術を活用した教育を実施してきた。区が目指すICT教育の方向性を伺う。

学校内での幅広い活用や、有事の際のオンライン授業など家庭におけるタブレット活用なども視野に入れ、学校でも家庭でも場所を問わず活用できる通信環境を確保し、充実させていくべきである。どのように進めていくのか、伺う。

また、来年度正式に、保護者と学校が相互にやり取りができる情報伝達サービスやテストの採点や集計を自動化するシステムを導入すると聞いた。さらに、不登校やヤングケアラーへの支援として、子供がタブレット等からいつでもSOSを発信できるアプリも新たに導入するとのことである。そういった取組を充実させ、これからもICT機器を積極的に有効活用していただきたいと思うが、区の見解を伺う。

聞こえに課題のある子供への教育の活用について、これまでの検討経過を伺うとともに、 早期の導入実現を改めて要望する。区の所見を伺う。

各教員が発達障害の専門的な知識を持つことも必要かと思うが、発達に特性のある児童 生徒への学校現場における寄り添いや今後の対応はいかにあるべきか、また、発達障害で あることが判明している子供たちへはどう対応しなければならないのか考えを伺う。

【答弁】

区は、練馬区教育・子育て大綱において、「夢や目標を持ち困難を乗り越える力を備えた子どもたちの育成」を目標とし、目標の実現に向けて、「練馬区教育振興基本計画」において、児童生徒の情報活用能力を育成し、主体的・対話的で深い学びの実現や個別最適な学びの充実を図ることとしている。学びの充実に向けてICTを効果的に活用した学習を進

め、子供たち一人ひとりに応じたきめ細かな教育活動の推進に取り組んでいる。

タブレットを活用した不登校児童生徒への学習支援を開始するとともに、文字の読み書きに困難を抱える児童生徒に対して、背景色や文字色を変更する機能や文字を読み上げる機能等を有するデジタル教材による支援を開始した。今後も、通信環境を確保し、児童生徒の状況や特性に応じてICTを有効に活用していく。

昨年9月に配備した教員用タブレットを活用したチャット機能による情報共有や、クラウド上で行事予定の共同編集を行うなど、時間や場所の制約を受けずに最新の情報にアクセスできる環境を整備することなどの取組を一部の学校で始めた。

こうした取組を全校に広げていくため、タブレットの活用方法や効果を周知し、ICT支援 員によるサポートのもと、ICTの特性を活かした教育の充実とともに、校務の効率化にも取 り組んでいく。

聞こえに課題のある児童生徒に対して、小学校では介助員による支援を、中学校では、 教員の話を翻訳者が文字に起こし、スマートフォンに表示する支援を行っている。タブレットで試行したところ、翻訳文字が教材に重なり見づらくなることが分かった。今後は、 翻訳アプリなどの活用も含め、検討していく。

国の調査では、発達障害で支援を要する児童生徒は、1クラスあたり3人程度いると報告されており、教員の発達障害への理解を深め、児童生徒の特性に応じた支援を行うことが重要と考えている。教育委員会では、教員の専門性の向上を目的として、毎年度、障害への理解を深め、支援の充実を図るため悉皆研修を実施している。

また、在籍する学校で一人ひとりの特性に応じた支援が受けられるよう、令和元年度に区立全小中学校に特別支援教室を設置した。

各学校では、保護者と情報共有を行い、児童生徒の状況を日々把握しながら、関係教職員や臨床心理士などで構成する校内委員会において「個別指導計画」を作成し、基本的な生活習慣やコミュニケーション能力等を育んでいる。

引き続き、児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かい支援に取り組んでいく。

教育について2

【質問】

コロナ禍の3年間、子供たちの行動が大きく制限された。運動能力や運動への意欲など、 練馬区の子供たちの心身の状況について伺う。

また、病気ではないが、健康でもない状態を「未病」といい、病気ではないとはいえ、 避けるべき状態である。コロナ禍における子供の未病改善は大きな課題であり、心身とも に未病対策に取り組む必要がある。所見を伺う。

政府は、来年度から中学校の休日の部活動を地域のスポーツクラブなどに移行する取組を開始するため、来年度は、実証事業を実施し、課題などを整理したうえで、本格的な実施の時期や方法を検討するとしている。子供のニーズも大きく多様化しているが、区としてどのように認識されているのか伺う。

全国的に教員志望者数は減少傾向であり、長時間労働が常態化した労働環境を改善しなければ、教育のさらなる質の向上は見込めないと考える。部活動の改革は学校教育の大きな改革になると考える。区の考えとともに、今後の取組について伺う。

【答弁】

国の調査結果では、コロナ禍の影響により本区の子供たちの体力は、以前よりも低下しているが、運動への意欲については、今年度になり、改善の傾向が見られている。

学校の教育活動の制約や生活リズムの乱れなどを要因とした心身の状況の改善を図る必要があると考える。

教育委員会では、休み時間を活用した運動遊びや家庭でも実践できる「体つくり運動」 などをまとめたリーフレットを、各学校に配付するとともに、効果を挙げている学校の事 例を教員対象の研修会で紹介するなど、体力や運動意欲の向上につながる取組を進めてい る。引き続き、児童生徒が健康な生活を送れるよう取り組んでいく。

「季節ごとに異なる活動に参加したい」「大会出場ではなくレクリエーション志向で行いたい」など、部活動に対する生徒のニーズが多様化している。国は生徒にとって望ましい部活動の環境を構築するため「部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を作成し、各自治体に対して適切な運営のための体制整備を求めた。これを受け、教育委員会では、令和元年度に「練馬区立中学校部活動のあり方に関する方針」を策定した。方針に則り、生徒や保護者のニーズに応じた新たな部活動を設けた学校もある。

部活動に携わる教員の負担軽減は大きな課題であると認識している。

区では、引き続き、部活動指導員の配置拡充に努めるとともに、今後、生徒、保護者および地域のスポーツ団体等の意見を伺いながら、関係部署が連携し、教員の働き方改革の視点を踏まえ、生徒の活動が充実するよう部活動の地域移行に向けた検討を進めていく。

部活動について

【質問】

教員の働き方改革を進めるため、スポーツ庁が中心となって公立学校の部活動の地域移行が議論されている。昨年6月に有識者会議が、正式な提言としてスポーツ庁に提言書を提出した。部活動の外部委託化を含んだ地域移行についての姿勢や取組状況について、所見を伺う。

【答弁】

部活動の地域への移行は、教員の働き方改革の視点だけでなく、地域が一体となって進めるスポーツ・文化振興という視点からも意義あることと考えている。一方、連携する団体や人材の確保、大会等への参加のあり方、学校運営との調整、生徒の費用負担などの解決すべき課題がある。

区では、今後、生徒、保護者および地域のスポーツ団体等の意見を伺いながら、関係部署が連携し、部活動の地域移行に向けた検討を進めていく。

教育施策について

【質問】

民間の学研教育総合研究所の最新の調査によると、就学前に学校外教育と位置付けられる習い事をしている子供の割合は約56%。小学生は約73%が習い事をしており、トップが水泳、続いて音楽教室、塾となっている。中学生は全体で約69%、トップが塾で、続いて通信教育、英会話と続くが、1位の塾は2位に比べて、約4倍弱である。また、別の民間の調査では、学校外教育である習い事を利用する理由は、「子供の得意を伸ばしたい・みつけたい」「趣味や教養につなげてほしい」「体力をつけさせたい」など、子供の将来を考えた視点が大半とのことである。

本来は義務教育課程で、このような親のニーズが満たされれば、学校外教育の必要性はかなり減るはずであるが、実態はそうではないことを考えると、習い事は学校教育を補完しているものであるとも考えられる。一方で、金銭的負担は、子育て世帯にとっては大きな課題である。

子育て家庭が学校外教育サービスである習い事を選んで使える教育バウチャー制度の導入について、検討してみてはいかがか。考えを伺う。

また、民間側のサービス提供コストを下げ、利用者負担の軽減を図るために、区立学校施設をはじめとする区立施設を、民間の教育関連サービス事業者が利活用できるように、より開放していくことも有効と思われる。現状と区の考えを伺う。

【答弁】

区立小中学校では、学習内容を確実に理解できるよう、放課後等に地域未来塾を開設し、 大学生や地域の方の協力により、授業での学習を補完する取組を推進している。 塾や習い事は、進学のために学校での学習以上の内容を学ばせたい、スポーツや文化などに触れることを通じて、より幅広い技術の習得や経験をさせたいなど、入会の理由は子供たち一人ひとりの興味関心や各家庭の意向により様々である。

東京都では、高校受験対策として、世帯収入などの一定の要件を満たした家庭を対象に、 学習塾等の費用をサポートする支援事業を行っている。

区では、区立施設を会場として、生活困窮世帯の中学校3年生を対象とした勉強会をは じめ、適応指導教室の一部で、既に民間事業者の専門性を活用した事業を実施している。

現時点で、区として教育バウチャー制度の導入や、学校での学習を補完する目的で、民間事業者へ施設開放を行う考えはない。

学校給食について1

【質問】

区では学校給食費において、就学援助制度による低所得世帯に対する全額補助に加え、今年度、食材の物価上昇に対応するため、区独自に給食1食当たり最大17円の補助を実施し、子育て世帯の給食費の負担増を抑制してきた。来年度も補助を継続するため、1食当たりの補助を増額した予算案を計上しているが、区独自のさらなる支援の実施、例えば、多子世帯への支援などをすべきと考えるが、区の所見を伺う。

【答弁】

物価の急激な上昇を踏まえ、今年度から学校給食の食材料費に対する補助を開始した。 次年度も物価上昇が続くものと予測されるため、継続するための経費を当初予算案に計上 している。

昨年1年間、我が国の出生数が初めて80万人を下回る見込みとなるなど、少子化が急速 に進行するなか、子育て支援は喫緊の課題と認識している。子育て世帯への負担軽減策に ついて、学校給食への支援の拡充も含め検討していく。

学校給食について2

【質問】

最近の物価高騰等により子育て世帯に大きな影響が出てきている。多子世帯には負担が 大きいため、多子世帯等に対する給食費の支援を行うべきと考える。所見を伺う。

【答弁】

物価の急激な上昇を踏まえ、今年度から学校給食の食材料費に対する補助を開始した。 次年度も物価上昇が続くものと予測されるため、継続するための経費を当初予算案に計上 している。

昨年1年間、我が国の出生数が初めて80万人を下回る見込みとなるなど、少子化が急速 に進行するなか、子育て支援は喫緊の課題と認識している。子育て世帯への負担軽減策に ついて、学校給食への支援の拡充も含め検討していく。

学校給食について3

【質問】

学校給食はそもそも義務教育として捉えられると考えるが、区の認識を伺う。また、憲法26条の「義務教育はこれを無償とする」という規定に照らし、授業料や教科書は無償である。義務教育は無償に、という立場で、まずは最も負担の重い給食費の無償化を国が保障すべきであり、給食費も全額公費で負担するべきである。区の見解を伺う。

23区では葛飾区に続き、品川区や北区が所得制限を設けない、恒常的な無償化の方針を打ち出し、検討をしている自治体も広がっている。このままいけば、自治体間に格差が生まれることになる。23区全体で給食費無償化について議論し、23区がまとまって、国に財

源を求めることが望ましいと考えるがいかがか。

練馬区で給食費の無償化を実施した場合、年間25~27億円かかる試算だが、現在すでに 生活保護や就学援助等で、公費で負担している額はどのくらいか伺う。

区としても、基金を活用するなど一時的であっても無償化すべきである。少なくとも中 学校の無償化から始めるなど本気の子育て支援に踏み出していただきたいが、考えを伺う。

【答弁】

学校給食は教育活動の一環と認識しているが、学校教育に関わる全ての経費が無償となるとは考えていない。

教科書は法律に基づいて無償で支給されているが、教材費、修学旅行、体操服や中学の標準服などの経費は保護者の負担となっている。学校給食法においては、食材料費は保護者の負担と定められている。

各区の対応が分かれていることから、現時点では、特別区がまとまって国に給食費の負担を求める動きはないと承知している。

生活困窮世帯に対しては、就学援助制度等による給食費の補助を行っており、令和3年度の決算額は約3億9千万円であった。

物価の急激な上昇を踏まえ、今年度から学校給食の食材料費に対する補助を開始した。 次年度も物価上昇が続くものと予測されるため、継続するための経費を当初予算案に計上 している。昨年1年間、我が国の出生数が初めて80万人を下回る見込みとなるなど、少子 化が急速に進行するなか、子育て支援は喫緊の課題と認識している。子育て世帯への負担 軽減策について、学校給食への支援の拡充も含め検討していく。

熱中症対策について

【質問】

小中学校において、現在の体育館やグランドの温度管理に関しては、先生が設置された 装置を確認しに行き、そこから掲示や記録などの作業があるとのことで、忙しい先生方へ の更なる負担増となることが懸念される。特に、外気による温度調整を先生に委ねること が大きい小学校には、暑さ指数を計測できるセンサーや表示できるディスプレイなど、近 い将来を見据えた導入が必要になると考えるが、区の所見を伺う。

【答弁】

暑さ指数は、熱中症の危険度を判断する環境条件の指標である。学校には、携帯型の電子式暑さ指数計を配備しており、体育の授業や部活動の前に、体育館やグラウンド等の活動場所での暑さ指数を測定し、運動が可能かどうかを判断して実施している。

暑さ指数をセンサーで自動測定し、職員室等に設置したディスプレイに表示するシステムは、暑さ指数の変化を常時確認でき、教職員間の情報共有が容易になるが、経費面で課題があるため今後研究していく。

香害について

【質問】

区独自の啓発リーフレットは少なくとも1年に1回は校長会などで情報提供し、学校で活用を喚起すべきと考える。運用状況を伺う。

区内のある学校が独自で「香りについて」アンケートを実施したところ、全児童の16%が、人の衣服に付いた洗剤や柔軟剤の香りに不快感を示し、様々な体調不良を感じていることと、一人の児童が複数の症状を抱えている実態が明らかになった。教育委員会として、定期的に実態調査をすべきと考えるが、いかがか。

また、大田区教育委員会では、小中学生の保護者が記入する「就学前調査票」と「保健調査票」の案内用紙に「化学物質過敏症」の説明と記入例が示されており、化学物質で症状が現れる子供について学校側が把握できるよう情報共有と配慮に努めている。練馬区に

おいてもぜひ、取り組んで欲しいと思うが、考えを伺う。

【答弁】

教育委員会では、従来から施設の建材や塗装剤を原因とする化学物質過敏症について、 教室内のホルムアルデヒド等の濃度測定や換気の改善など、児童生徒一人ひとりの訴えや 特性に応じて、きめ細かな配慮を行ってきた。令和元年度、化学物質過敏症に関するリー フレットを全区立小中学校に送付するとともに、周知啓発および症状を訴える児童生徒へ の配慮を求める通知を発出している。

昨年度「香りについて」のアンケートを実施した学校では、症状を訴える児童の保護者からの要望もあり、今年度全学年の保護者に対してリーフレットの配布やメールでの啓発を二度に渡り行った。

柔軟剤に使われる香料と化学物質過敏症との因果関係は現在のところ科学的に解明されてはいないが、教育委員会では従来から個々の訴えや特性に応じたきめ細かな配慮を行ってきた。一律に実態調査等を行う考えはないが、個別の相談に対しては、丁寧かつ適切に対応していく。

ヤングケアラーについて

【質問】

区では、令和4年6月から7月にかけてヤングケアラー実態調査を実施した。調査結果から、区は現状をどう捉えているのか。

また、実際に具体的に生活の影響が出てきており、支援が必要であると思われる児童は何人いるのか伺う。

教育委員会として、教員の働き方改革を進めている中で、どのようにヤングケアラーに 対する認知度や課題認識を持ち、取り組んでいくのか伺う。

発見することだけではなく、その先の必要な支援につなげる仕組みも早急に整備することが必要だと考える。区では、昨年5月からヤングケアラー支援連携推進会議を設置し、今回の調査結果を受けて、具体的な支援の内容や情報共有、情報収集の仕組みなども整える方向で検討を進めていると伺っている。今後、横断的で連携した支援を充実させていく体制について、どのように構築されていくのか伺う。

【答弁】

昨年6月から7月にかけて実施した実態調査では、家族の世話の時間や頻度を分析した 結果、小学6年生では88名で1.6%、中学2年生では64名で1.5%の児童生徒がヤングケア ラーの可能性が高いことが明らかになった。

ヤングケアラーを発見し、必要な支援につなげるためには、周囲の大人が早期に子供の変化に気付くことが重要である。そのため、子供に一番身近な教職員がヤングケアラーを理解し、早期に発見するためのスキル向上研修を、養護教諭や教育相談に関わる教職員など83名を対象に昨年8月に実施した。今後、教職員向けに発見や支援のポイントをまとめたリーフレットを作成するとともに、研修の対象を教員全体に広げるなど、理解の促進に取り組む。

多くの教員が家庭のデリケートな問題に関わることに困難さを感じていることから、学校教育支援センターのスクールソーシャルワーカーを16名から20名に増員し、子供の個別支援や学校と連携した支援体制を強化する。

学校教育支援センターでは、総合福祉事務所や保健相談所などとともに家庭の状況やケアの実態を把握する。支援調整機関となる子ども家庭支援センターが、要保護児童対策地域協議会の仕組みを活用し、相互に情報の共有を図り、支援方針を決定する。各々の役割分担のもとに支援を行い、一人ひとりに応じたきめ細やかな支援につなげていく。

少子化対策について1

【質問】

区が考える少子化の原因やその対策について伺う。

【答弁】

少子化の主な原因は、未婚化、晩婚化と、有配偶出生率の低下であると認識している。 その背景には、経済的な不安定さ、出会いの機会の減少、仕事と子育ての両立の難しさな ど、結婚や出産、子育てに対する希望の実現を阻む様々な要因がある。

少子化対策は、安心して子供を産み育てられ、子供たちが健やかに成長できる環境が整備され、それぞれの家庭が子育てのかたちを選択できる社会を目指すものでなければならない。このため、出産、育児、教育、労働政策などを含めた総合的な政策として国が取り組むべきものと考えている。

出産・子育て応援交付金事業を国や都と連携して行うなど、住民に最も身近な自治体である区として担うべき子育て支援の充実に取り組んでいく。

少子化対策について2

【質問】

区は少子化の主な原因は、未婚化、晩婚化と有配偶出生率の低下にあるとし、背景には経済的な不安定さ、出会いの機会の減少、男女の仕事と子育ての両立の難しさなど、個々人の問題にフォーカスしている。なぜ、そうした状況が作りだされてきたか、それは経済的な不安定さの原因となってきた非正規雇用の推進や長時間労働、重い教育費負担、「政治」や「経済」分野でのジェンダー不平等があるからである。今こそ、こうした問題の是正に国が本気で取り組むことが必要ではないか。区の認識を伺う。また、来年度予算から人口減少を克服するための手立ても盛り込むべきである。区の考えを伺う。

【答弁】

区はこれまで、子ども・子育て支援施策を重要政策のトップに掲げ、妊娠期から子育て 期までの切れ目のないサポート、家庭で子育てをする保護者への支援充実、保育所待機児 童の解消、子供たちが健やかに成長できる教育の充実などに取り組んできた。

また、幼保一元化施設である練馬こども園や練馬こどもカフェの創設など、様々な区独自の取組を実施してきたところである。

令和5年度一般会計当初予算案では、教育・子育て関連施策の予算は、全体の36.6%を 占め、前年度と比較して、49億円増と充実を図っている。

少子化対策は、安心して子供を産み育てられ、子供たちが健やかに成長できる環境が整備され、それぞれの家庭が子育てのかたちを選択できる社会を目指すものでなければならない。このため、出産、育児、教育、労働政策などを含めた総合的な政策として国が取り組むべきものと考えている。

出産・子育て応援交付金事業を国や都と連携して行うなど、住民に最も身近な自治体である区として担うべき子育て支援の充実に取り組んでいく。

子ども・子育て支援事業計画中間見直しについて

【質問】

子ども・子育て支援事業計画について、区は見直しの方向性として、就学前児童人口が 計画策定当時よりも下振れしたことを理由に、全体として保育や子育て事業の定員数の目 標値を下方修正したが、実態に合っているといえるのか。

昨年4月の時点で認可保育所の入園を希望しながら入れなかった子供は404人。そのうち、 どの施設にも入園しなかった子供の数は284人となっている。ニーズ調査では、「平日の定 期的な教育・保育の事業を利用していない理由は何か」との問いに、22 %の人が「利用し たいが、教育・保育の事業に空きがない」と回答している。こうした結果を見ると、区が 考えるよりも、保育を希望する保護者がずっと多いのではないか。

ニーズ調査では、認可保育園を選んだ方のうち「幼稚園の預かり保育を利用できるとしたら利用したい」と答えた方は35 %いる一方で、練馬こども園を含む、幼稚園を利用している方のうち、「一番利用したいのは幼稚園ではない」と答えているのは27.6 %に上る。保育園を利用している方のうち、「幼稚園の預かり保育を選ばなかった理由」として、「昼食準備が負担となる」と答えた方が8割と最も多くなっている。

区内の預かり保育を行っている幼稚園では毎日の昼食の提供をしてないところもあり、 提供しているところでも別途料金が発生するため、利用をためらう大きな要因になってい る。少なくとも練馬こども園では、毎日の昼食を提供できるようにするとともに、区とし ても保護者負担を軽減すべきであるが、考えを伺う。

区民のニーズを調査し直して、子育てしやすい施策を打ち出し、少子化を改善していく ことが求められている。考えを伺う。

来年度新設される保育園は、谷原5丁目1園のみで、定員は101人の増であるが、谷原保育園が今後廃園されれば、純粋に増えるのは6人だけで、一番待機児が懸念される1~2歳児の定員拡大はほとんどない。実態に合わせて、来年度増設する認可保育園の数を増やすべきではないか。

待機児対策と合わせて取り組むべきは、保育基準の引き上げである。バス置き去りなど 悲惨な事件も起きているが、置き去りを防止する安全装置の設置だけではなく、区として も、保育基準の抜本的な引き上げを国や都に求めるべきである。考えを伺う。

【答弁】

令和4年12月にお示しした中間見直しの素案は、就学前児童人口が令和2年3月の計画 策定当時の推計よりも1,797人少なくなっている状況、ニーズ調査結果や保育サービスの利 用実績などを踏まえ、需要量と供給量を算出したものであり、今後の保育需要に対応でき るものと考えている。

また、練馬こども園では、各園の判断により、昼食を提供している園もあるが、今後も練馬こども園の拡大を図るとともに、昼食の提供を働きかけていく。また、低所得世帯などに対しては、既に月額4,500円を上限として副食費を補助している。

区ではこの間、子ども・子育て支援事業計画を上回る保育所定員枠の整備に取り組んできた。前川区長就任以来、待機児童ゼロを区政の最重要課題の一つに掲げ、全国トップクラスとなる8,000人以上の保育定員の拡大を実現し、2年連続で待機児童ゼロを達成した。

待機児童ゼロを継続するため、令和5年4月には、私立認可保育所の定員を485人拡大する。このうち、1歳児は99人、2歳児は102人増やす。

令和6年4月は、少子化による就学前児童人口の減少や現在の空き定員の増加等の実態を踏まえて、谷原五丁目区有地に私立園1園を開設する考えであり、認可保育所をさらに増設する考えはない。

区では、従来から国の基準に上乗せし、保育士や看護師等を加配して保育を行っている。 現時点で、保育基準の引上げを国や都に求める考えはない。

保育について1

【質問】

現在の認可園や地域型保育の空き状況について伺う。

また、今年4月の入園申込数についても、合わせて伺う。

区ではこれまで、積極的に保育所整備に取り組んできたが、そろそろ方針を転換する時期に来ているのではないか。今後、保育所をどのようにしていくのか、区の所見を伺う。

【答弁】

昨年4月、区内の認可保育所および地域型保育の定員17,901名に対して、1,281名の空きが生じた。年度途中の入園により、12月時点では781名となっている。このうち3歳児から

5歳児が693名であり、空き全体の約9割を占めている状況である。

令和5年4月入園の申込者数は、一次申請の時点で5,213件であり、昨年比41件、0.8%の微増だった。

区はこの間、保育定員の拡大に取り組み、2年連続で待機児童ゼロを達成した。一方、 昨年の全国の出生数が国の想定よりも8年早く80万人割れの見込みとなるなど、少子化に よる就学前児童人口の減少が顕著となっている。今後、令和6年度に策定する「第3期練 馬区子ども・子育て支援事業計画」において、保育所整備のあり方について検討していく。

保育について2

【質問】

昨年、静岡県裾野市の保育園において、園児への虐待行為が発覚し、大きく報道された。 虐待に関する相談・通報があった場合の区の対応について伺う。また、区はどのような未 然防止対策を講じているのか伺う。

低い賃金など保育士の処遇に起因しているのではという指摘は以前からあり、国も処遇 改善に努めてはいるが、まだ充分とはいえない状況だと現場から伺っている。また、他に も現場の労働環境に起因しているのではないかとの指摘もある。区内保育所の職場労働環 境の現状と課題、今後の取組について伺う。

【答弁】

昨年9月に静岡県裾野市で発生した虐待事件等を受け、国は12月、「保育所等における 虐待等に関する対応について」通知を発出した。この中で、「事案の重大性に応じ、市区 町村の組織全体で迅速に共有し対応すること」、「市区町村および都道府県において、指 導監査等による事実関係の確認を行う場合は、丁寧に状況等を聞き取り、事実関係を正確 に把握し、助言・指導を継続的に行うこと」、「市区町村は児童福祉法等に基づく指導監 督権限を有する都道府県に対し、迅速に情報共有を行うこと」等を示している。

他自治体で発生した保育所における虐待事件が報道されて以降、区内の保育現場で虐待または虐待が疑われるといった通報が、数件区に寄せられた。

区は、寄せられたすべての事案について、園長や設置法人に対し、保育の状況を丁寧に聞き取り、確認したが、虐待と認められる事案はなかった。引き続き、こうした通報について、迅速かつ確実に対応していく。

区では、保護者の皆様に安心して保育施設を利用いただけるよう、保育施設を巡回し支援する専門組織を設置している。区立保育園の園長経験者が、区内すべての保育施設を年1~2回程度巡回し、保育内容や安全対策等について助言等を行っている。巡回にあたっては、毎年度テーマを設けており、今年度は、虐待および子供の人権擁護を重点項目とし、確認や聴取を行っている。

また、練馬区保育所等職員研修計画に基づき、認可外保育施設も含め、区内すべての保育施設の職員を対象に、研修を実施している。昨年9月には「保育所における人権研修」を対面形式で開催し、88名が参加した。10月には「子供の虐待防止研修」をzoomによるオンライン形式で実施し、82名が参加した。今後も、こうした研修や巡回支援等を通じて、保育施設における虐待の未然防止に取り組んでいく。

区では、区立園だけでなく私立認可園に対し、国の基準に上乗せして保育士や看護師等を加配し、財政的に支援している。職員の配置状況については、巡回支援等を行う際に、併せて確認している。

また、キャリアアップ補助金や職員宿舎借上げ支援事業補助金等を活用した保育士等への処遇改善に取り組んでいる。国の対象となっていない看護師や栄養士等の専門職、区が加配している保育士等に対しては、区独自に給与面の処遇改善を行っている。

さらに、ハローワーク池袋との共催により、「保育のお仕事就職相談・面接会」を年3 回開催し、保育士等の確保を支援している。先月開催した就職相談面接会では、17法人31 保育施設に参加いただき、個別のプースで、就職希望者との面接等を行った。 保育士の業務負担を軽減するため、保育所のICT化を進めている。保育士が毎日行う連絡帳の作成や保護者へのお知らせ、アンケート等をデジタル化することにより、事務にかかる時間を短縮でき、子供や保護者と向き合う時間が増えている。区内の認可園や地域型保育、認証保育所の約9割でICTの導入を完了しており、実施していない施設に対し、導入の働きかけを積極的に行っている。今後も、様々な取組を通じ、保育現場の労働環境の改善を図っていく。

子育て支援について

【質問】

東京都では、保護者がベビーシッターを利用する場合の利用料について、区市町村が負担軽減を行う場合、その費用の一部を補助するというベビーシッター利用支援事業に取り組んでいる。東京都が認定した事業者を保護者が利用した際、利用料の日中1時間2,500円、夜間3,500円の補助があり、現在特別区の13区と2市で実施されている。

子育て中の方からぜひベビーシッターを利用したいとの声がある。区においてもベビーシッター利用支援事業を実施すべきである。所見を伺う。

現在、区立直営園34か所中、23か所がおむつの定額利用サービスを導入したと聞いている。保護者の負担軽減を図っていくため、私立園や小規模園等に広めていくべきと考えるが、所見を伺う。

【答弁】

自宅で安全に保育サービスを利用できることは重要と考えている。都のベビーシッター 利用支援事業は、区を介さず、利用者が直接都の認定した事業者と契約する。区が、利用 料金や実施方法等を直接提供事業者と協議できるよう、現在、都に対し、要望していると ころである。今後、都の対応を踏まえ検討を深めていく。

紙おむつの定額利用サービスについては、保護者の手間や負担が大きく減るメリットがある。今年度の試行を経て、5年度中には、すべての直営園で実施する予定である。

区内の私立認可園や小規模保育等で、導入実績がまだ少ないことから、今後、実施について働きかけていく。

成人式について

【質問】

今年の夏、としまえんの跡地に「ハリー・ポッタースタジオツアー施設」が完成する。施設は一度に1,000人程度の収容が可能とも聞いている。ハリーポッターの施設自体は、完全予約制となっているので、何回かに分ける必要があるが、外の公園予定地も借りるなどして、区内在住の新成人をとしまえん跡地で祝っていただきたい。区の所見を伺う。

【答弁】

スタジオツアー東京は、遊園地やテーマパークと異なり、映画のセット等を展示する施設であることから、ステージや客席の設置等、大規模な式典を開催することは困難とワーナーブラザースから聞いている。引き続き、心に残る成人の日のつどいとなるよう検討していく。

資 料 3

令和 5 年 3 月 9 日 教育振興部保健給食課

令和5年度練馬区立少年自然の家の臨時休館について

練馬区立少年自然の家において、各種設備の法定点検等(消防設備・ボイラー設備法 定点検、害虫駆除等)を行うため、練馬区立少年自然の家条例第4条に基づき、下記の とおり臨時休館する。

記

1 臨時休館

施設名	期間
軽井沢少年自然の家	令和5年 4月5・6・19・22・26・27日 5月11・12日、7月19・20日 8月10・31日、9月1日 11月10・11日、12月18~22日 令和6年 1月8・9日
武石少年自然の家 (本館・新館)	令和 5 年 5 月 11・12 日、 7 月 19 日 9 月 19 日、12 月 5 ~ 7 日 令和 6 年 1 月 9 日、 3 月 12 日
岩井少年自然の家	令和 5 年 4月 10~12 日 7月 7 · 16~20 日 8月 4 · 5 · 20 · 31 日~9月 3 日 9月 8 · 22 日、11 月 10 日 12月 8 · 20~22 · 24~26 日 令和 6 年 1月 8~10 日、3月 11~15 日

2 周知方法

区ホームページへの掲載および各少年自然の家での案内

資 料 4

令和5年3月9日教育振興部保健給食課

令和5年度における物価上昇に伴う学校給食食材購入費補助の実施について

ウクライナ情勢や円安の進行などの影響により、学校給食における食材購入費が上昇したため、区は、令和4年度から、学校給食食材購入費補助を実施してきた。

令和5年度も急激な物価上昇が継続し、食材購入費の不足が見込まれるため、令和4年度に引き続き、食材購入費の上昇分を区が補助し、給食を安定的に提供するとともに、保護者から徴収する学校給食費を据え置くこととする。

記

1 事業目的

- (1) 給食食材料費の物価上昇分を区が負担することにより、学校給食の安定性の確保と栄養水準の維持を図る。
- (2) 学校給食における食材購入費の上昇分を補助し、保護者が負担する給食費を据え置く。

2 学校給食費の状況

東京都区部の月ごとの食品価格は、令和4年1月から上昇が継続している(令和4年12月は前年同月比+7%)。令和4年10月における食材購入費は、下表のとおり、現在の学校給食費を超えている状況である。

(令和4年10月 区立小中学校における1食あたりの給食費)

単位:円

		小学校/括弧内令和4年7月比	中学校/括弧内令和4年7月比
食	主食※1	26.92 (+0.00)	39. 29 (+0. 00)
材	牛乳※1	53.73 (+0.00)	53.73 (+0.00)
12]	副食	177. 90 (+0. 45)	229. 05 (+0. 69)
	小計	258. 55 (+0. 45)	322. 08 (+0. 69)
	消費税	20.69 (+0.04)	25. 78 (+0. 06)
A : 🖆	} 計	279. 24 (+0. 49)	347. 85 (+0. 75)
B: 賞	学校給食費	262. 56 (+0.00)	333.00 (+0.00)
A-B :	: 不足分	16.68 (+0.49)	14. 85 (+0. 75)



R5.9月までの物価上昇予測 +12%

1食あたりの	小学校	中学校
補助必要額※2	19 円	17 円

- ※1 主食と牛乳の価格は年間で固定のため、原則として価格の変動がない。
- ※2 補助必要額は、令和4年10月の食材購入費の不足分に令和5年9月までの消費 者物価指数の上昇予測12%をかけたもの。

3 区補助の概要

(1) 補助額等

上記で算出した、1食あたりの補助必要額を基に、令和5年4月から同年9月までの半年間に必要となる食材購入費の不足分を補助する。

全校への補助実施にかかる経費は下表のとおり。

	小学校	中学校	合計
ア:1食あたりの補助額	19 円	17 円	
イ:令和5年4月児童・生徒数	33, 579 人	13,457 人	
ウ:4月~9月1人あたり 平均累計食数	89 食	85 食	
ア×イ×ウ:区補助予算額	56, 782 千円	19,446 千円	76, 228 千円

(参考) 令和4年度補助実施状況

- ・ 令和4年4月から同年9月
 1食当たりの補助額 小学校15円、中学校13円
 予算額59,104千円
- ・ 令和4年10月から令和5年3月 1食当たりの補助額 小学校17円、中学校15円 予算額81,444千円

(2) 補助の方法

各学校に対して、当該校の児童生徒数と給食回数に応じた額を、食材購入費と して一括して交付する。

(3) 補助対象期間

令和5年4月から同年9月まで

令和5年10月以降については、物価状況等を勘案し、継続の必要性を判断する。

資 料 5

令和5年3月9日 教育振興部保健給食課

学校給食多子世帯負担軽減補助金について

区は、令和4年度から、急激な物価上昇の影響を踏まえ、学校給食の安定性の確保 と栄養水準の維持のため、食材購入費の上昇分を補助し、保護者が負担する給食費を 据え置いてきた。

多子世帯の子育てにかかる経済的負担を軽減するため、下記の通り、学校給食費への補助を実施する。

記

1 概要等

(1) 概要

区立小中学校に通う、児童・生徒のうち、第二子以降の学校給食費を無償と し、多子世帯の子育てにかかる負担を軽減する。

(2) 対象者

下記ア〜エすべてに該当する児童・生徒を補助の対象とする。

- ア 区立小中学校に在籍していること
- イ 第二子以降であること
- ウ 区内に在住していること
- エ 生活保護、就学援助等による給食費の支給を受けていないこと
- ※ 第一子の年齢制限および区外転出等の要件なし
- ※ 対象世帯の収入制限なし
- (3) 補助対象期間

令和5年4月から

2 概算経費(令和5年度補正予算計上額)等

864,359 千円 (対象児童・生徒数 約 16,000 人/全約 47,000 人のうち) (内訳)

小学校 664,932 千円 約 13,000 人/約 34,000 人

中学校 199,427 千円 約 3,000 人/約 13,000 人

資 料 6 1

令和5年3月9日 教育振興部教育指導課

「学びのガイド~令和4年度 全国学力・学習状況調査等 練馬区の結果から~」の作成について

令和4年度に実施した全国学力・学習状況調査の結果を基に、練馬区の児童・生徒の現状をまとめ、各学校・家庭での取組に生かしていくようにリーフレット「学びのガイド」を作成した。

記

1 作成目的

練馬区立学校教職員および児童・生徒、保護者に調査結果を周知する。 調査結果から見える課題分析から、授業改善や家庭での取組を示す。

2 内容

令和4年度 全国学力・学習状況調査結果 国語・算数(数学)・理科 令和4年度 全国学力・学習状況調査結果 児童生徒質問紙(二問抜粋) 家庭での取組例の紹介

3 配付対象

練馬区立学校教職員 練馬区立学校保護者(児童・生徒を通じて) 練馬区教育委員会 各部署

4 配付時期

令和5年3月

5 配付物

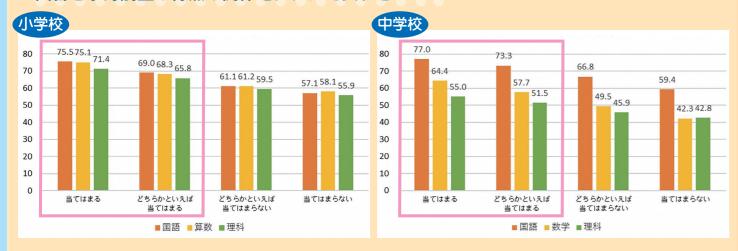
別添参照

児童生徒質問紙



学習した内容について、分かった点や、よく分からなかった点を見直し、次の学習につなげることができていますか

■回答と学力調査の得点の関係をグラフで表すと…



自己の学習を振り返って次の学習につなげることができている児童生徒の方が、平均正答率が高いという結果になりました。このことから、学習したことを振り返る時間を確保することが、学習の定着によい影響を与えていることが分かります。学校や家庭において、学んだことの復習を行い、次の学習に向かうことで、確かな学力を身に付けることができると考えられます。

保護者の皆様へ



今回の結果から、自己肯定感を高めたり学習を振り返る 時間を確保したりすることが、学力の定着と関連している ことが分かりました。

ご家庭におかれましても、以下のような取組を、ぜひ実践してみてください。

様々な場面において、お子様のよさを見いだし、 認め、励ましてあげてください。

お子様に最後までやり抜くことの大切さを伝えて あげてください。



学校の学びを日常生活で活用したり、ご家庭での 経験を学校生活に生かしたりするために、お子様が 学校で学んだことについて、ご家庭で話題にしたり 振り返ったりする時間を設けてください。

学び合い 学び続ける ねりまの子の育成 塔向けた

学邓勿为化

~令和4年度 全国学力・学習状況調査等 練馬区の結果から~

有成を目指す資質・能力のミラの後 学んだことを人生や

学んだことを人生や 社会に生かそうとする

学びに向かう力。
人間性等

実際の社会や生活で生きて働く

知識及び技能

未知の状況にも対応できる

思考力、判断力表現力等

社会の変化が激しく、予測が困難な時代において、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、自ら判断して行動し、よりよい社会や人生を切り拓いて行く力を身に付けることが大切です。各学校では、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」を三つの柱とし、これからの時代に求められる力の育成に向けて、教育活動の充実を図っています。

文部科学省は、日々の指導の充実や改善等を目的に、全国の小中学校において、 学力・学習状況調査を毎年実施し、児童生徒の実態把握に努めています。

この度、令和4年度に実施した本調査の結果を基に、練馬区の児童生徒の現状をまとめました。本リーフレットを参考に、各学校・家庭での取組に生かしていただきますようお願いいたします。





中学校 小学校

平均正答率	小学校6年	中学校3年
練馬区	69	72
東京都(公立)	69	70
全国(公立)	65.6	69.0

※練馬区・東京都の 平均正答率は整数 での発表です。

	_		
小学校 問題別調査結果(%)	練馬区	東京都	全国
言葉の特徴や使い方に関する事項	71.3	71.4	69.0
我が国の言語文化に関する事項	73.9	75.5	77.9
話すこと・聞くこと	69.2	69.1	66.2
書くこと	50.7	51.3	48.5
読むこと	73.1	72.1	66.6
中学校 問題別調査結果(%)	練馬区	東京都	全国
言葉の特徴や使い方に関する事項	75.6	73.6	72.2
情報の扱い方に関する事項	44.9	43.8	46.5
我が国の言語文化に関する事項	72.4	70.9	70.2
話すこと・聞くこと	68.4	65.7	63.9

傾向分析

小学校第6学年

- ○「話すこと・聞くこと」に関わる設問 にて、必要なことを質問して話の中心 を捉えることができている。
- △「書くこと」に関わる設問にて、感想 や意見を伝え合うことを通して自分の 文章のよさを見付けることに課題が見 られる。
- → 【課題が見られた設問例】 大問3二

中学校第3学年

- ○「話すこと・聞くこと」に関わる設問 にて、具体的な助言を基に、スピーチ の表現を工夫することができている。
- △「書くこと」に関わる設問にて、根拠を 明確にするために必要な情報を資料か ら引用して書くことに課題が見られる。
 - →【課題が見られた設問例】大問2三

科





練馬区 東京都



全国

小学校 中学校

平均正答率	小学校6年	中学校3年
東馬区	66	51
東京都(公立)	65	51
全国(公立)	63.3	49.3

小学校 問題別調査結果(%)

※練馬区・東京都の 平均正答率は整数 での発表です。

「エネルギー」を柱とする領域	54.2	53.4	51.6
「粒子」を柱とする領域	62.0	62.4	60.4
「生命」を柱とする領域	77.6	77.4	75.0
「地球」を柱とする領域	68.5	67.7	64.6
中学校 問題別調査結果(%)	/+ 		^ —
中子权 问题则则且他未(%)	練馬区	東京都	全国
「エネルギー」を柱とする領域	43.0	東京都 42.8	全国 41.9
		71775 7 51-	
「エネルギー」を柱とする領域	43.0	42.8	41.9
「エネルギー」を柱とする領域 「粒子」を柱とする領域	43.0 52.4	42.8 51.8	41.9 50.9

傾向分析

小学校第6学年

- ○「エネルギー」の実験に関わる設問にて、 実験の過程や得られた結果を適切に 記録したものを選ぶことができている。
- △「生命」に関わる設問にて、気が付い たことを基に分析して解釈することに 課題が見られる。
 - →【課題が見られた設問例】大問1(5)

中学校第3学年

- ○「エネルギー」の実験に関わる設問にて、 実験の条件を制御して、計画すること ができている。
- △「エネルギー」に関わる設問にて、実 験結果の考察の妥当性を検討したり、 実験を振り返って改善したりすること に課題が見られる。
- →【課題が見られた設問例】大問5(3)

書くこと

読むこと



43.8

44.9

73.3



70.8 67.9



46.5

小学校

中学校

平均正答率 小学校6年 中学校3年 57 練馬区 68 54 東京都(公立) 67 全国(公立) 63.2 51.4

※練馬区・東京都の 平均正答率は整数 での発表です。

練馬区	東京都	全国
72.9	72.1	69.8
70.7	68.6	64.0
58.9	57.6	51.3
73.2	72.4	68.7
練馬区	東京都	全国
63.0	59.5	57.4
50.4	47.6	43.6
48.9	47.1	43.6
61.2	50 F	57.1
	72.9 70.7 58.9 73.2 練馬区 63.0 50.4 48.9	72.972.170.768.658.957.673.272.4練馬区東京都63.059.550.447.6

傾向分析

小学校第6学年

- ○「データの活用 | に関わる設問にて、 データの意味を理解して、特定の項目 の数を求めることができている。
- △「変化と関係」に関わる設問にて、数 量が変わっても割合は変わらないこと を理解することに課題が見られる。
- →【課題が見られた設問例】大問2(3)

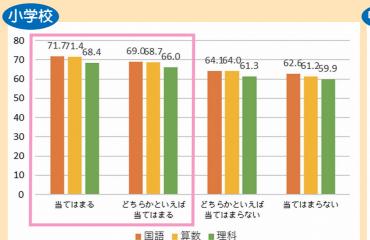
中学校第3学年

- ○「データの活用」に関わる設問にて、確 率の意味を理解することができている。
- △「関数」に関わる設問にて、日常的な 事象を数学的に解釈し、説明して問題 解決することに課題が見られる。
 - →【課題が見られた設問例】大問8(2)

児童生徒質問紙

自分には、よいところがあると思いますか

■回答と学力調査の得点の関係をグラフで表すと…





よいところがあると回答した児童生徒の方が、平均正答率が高いという結果になりました。 このことから、自分自身を肯定的に捉えていることが、学習の定着によい影響を与えているこ とが分かります。一人一人のよいところを認め、励ましていくことで、課題解決に向けて粘り 強く取り組むことができるようになると考えられます。

資 料 7

令和5年3月9日 こども家庭部こども施策企画課

第2期練馬区子ども・子育て支援事業計画中間見直し(素案) に寄せられた意見と区の考え方について

1 意見の受付状況

(1) 意見募集期間

令和4年12月11日(日)から令和5年1月13日(金)まで

(2)周知方法

- ア ねりま区報 (12月11日号) への掲載
- イ 区ホームページへの掲載
- ウ 区民情報ひろば、区民事務所(練馬を除く)、図書館、こども施策企画課で の閲覧

(3)意見件数

28件(20名)

2 寄せられた意見の内訳

	項目	件数
計画全位	計画全体に関すること	
第1章	計画の中間見直しの基本的な考え方	3
第2章	区を取り巻く現状	1
第3章	法定事業の年度別需給計画	12
その他		11
	合計	28

3 寄せられた意見に対する対応状況

対応区分	件数
意見の趣旨を踏まえて計画に反映するもの	3
素案に趣旨を掲載しているもの	1
素案に記載はないが、他の施策等で既に実施しているもの	8
事業実施等の際に検討するもの	8
趣旨を反映できないもの	1
その他、上記以外のもの	7
合計	28

4 区民からの意見(要旨)と区の考え方

	マービスがらの念光(女白)とどの与れが			
No.	意見の概要	区の考え方	対応 区分	
計画	計画全体に関すること			
1	「出会いの機会の提供」と「未婚・晩婚の問題解決対策」を行う事が合計特殊出生率の低下対策の1つとなるのではないか。結婚・出産に対してポジティブな意識へと転換していけるような施策の打ち出しが必要ではないか。	結婚支援は、区単独よりも、都道府県単位など広域で取り組むほうが効果的であると考えます。現在、都では結婚に関する様々な情報提供やセミナーなどを実施しています。今後、都に対し取り組みの充実を働きかけるとともに、区民が気軽に参加できるよう、実施場所の提供や広報などの協力を検討していきます。		
	章 計画の中間見直しの基本的な考え方		ı	
3	少子化の進行はコロナ禍以前からの様々な原因があるが、そのことについて区の考え方を記載したほうが良いのではないか。 今回の計画見直しは人口推計の下振れによる需要量と供給量の見直しがメインであることは分かるが、当初計画の区が目指す	少子化の主な原因は、未婚化、晩婚化と有配偶出生率の低下であり、背景には経済的な不安定さ、出会いの機会の減少、仕事と子育ての両立の難しさなどなど、結婚や出産、子育てに対する希望の実現を阻む様々な要因があると考えています。 ご意見を踏まえ追記します。 ご意見を踏まえ追記します。 ご意見を踏まえ、第2期子ども・子育て支援事業計画に掲げている基本目標、基本方針等を追記します。		
	姿や今後の方向性についても改めて記載し たほうが良いのではないか。			
4	保育・子育ての質については触れていない。集団保育で子どもを預かる場所・事業者を監督する区が質にも責任を持つべきではないか。昨今、送迎時に子どもを置き忘れる事故や虐待が多く起きている原因として、保育士の待遇や国の保育士の配置基準に問題があるのではないか。 民営化を進めたことに問題があると思う。公立保育園を増やし、保育士の待遇、配置基準の向上を求める。	区立保育所園長経験者等による巡回支援を行い、保育の質の維持・向上を図っています。 国の職員配置基準に区独自で上乗せし、 手厚い人的体制としているほか、引き続き 区独自の支援により、処遇改善を着実に進めます。 今後も委託や民営化によりサービスの向上を図ります。		

No.	意見の概要	区の考え方	対応 区分
第 2	章 区を取り巻く現状		
5	待機児童は減ったが、子どもがのびのび体を動かすことや、運動会の練習ができる園庭がある保育所はどれくらいあるのか。園庭の代替え策として公園などの整備をしているのか。また、小学生が自宅から自分で行ける範囲内に楽しいと思える遊具のある公園が少ない。ボール遊びもできない。	区内の約7割の認可保育所に園庭があります。園庭の有無に関わらず、保育園では毎日のように散歩に出かけて体を動かしています。 公園整備にあたっては、地域のご意見や周辺にある公園の施設内容等も考慮しながら整備内容を検討しています。 また、地域の子どもの健全な遊び場として、全小学校での校庭開放やボール遊び場を設置している公園もあり、ホームページで周知しています。	
第3	章 法定事業の年度別需給計画		
6	保育提供区域の設定が広すぎてニーズに 沿っていないと感じる。現実的に通園が可 能な区域で見たらどうなのか。必要な検討 はされているのか。	土地の確保が容易でない特別区(23区)の実情や新規入園申込者の所在地が毎年変動することから、柔軟な対応ができるよう、本計画では、児童福祉を含む多くの福祉サービスが実施されている4つの総合福祉事務所管轄区域を基本として保育提供区域を設定しています。 なお、保育所整備を進めていくうえでは、保育所整備を進めていくうえでは、保育所設置に適していると考えられる場所について具体的な検討を進めています。	
7	少子化等により今後、ますます子どもの数が減っていくことが予想される。これまで区が整備してきた子育て親子のための施設をどうしていくのか、様々な観点で考えていく必要があると思う。同時に危機的な財政状況の観点も踏まえ、税金の使い道として民間委託や民営化を一層進めることに対する区民への理解を促したほうが良いのではないか。	区はこれまでも、保育園や学童クラブ、 児童館の委託や民営化を進めてきました。 引き続き、民間の知恵と経験を活用した ほうが効果的な業務は、委託や民営化を進 め、サービスの向上と行政運営の効率化に 取り組みます。	
8	「多様な主体が本制度に参入することを 促進するための事業」として区立保育所園 長経験者等による巡回支援が示されている が、具体的な内容はどういうものなのか。 昨今起きている保育士による虐待等の事件 も踏まえ補記があると安心・安全への取り 組みの観点から良いと思う。 また、「子育て短期支援事業」の要支援 家庭について、具体的な説明があると共助 の意味において良いと思われる。	区立保育所園長経験者等による巡回支援 は、保育サービスのさらなる充実を図るた め、区内すべての保育施設を巡回し、事故 の未然防止の助言や保育内容などの支援を 行っています。 また要支援家庭とは、子どもの養育に不 安を抱える、支援を必要とする家庭になり ます。 ご意見を踏まえ追記します。	

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
9	ファミリーサポート事業について、利用料金を1時間500円にしてほしい。また、援助会員は責任の重さや成り手を増やすためにも1時間1,000円の報酬にしてほしい。	ファミリーサポート事業は、利用会員と 有償ボランティアである援助会員が相互に 支えあう事業であるため、利用料金と援助 会員への報酬を同額としています。なお、 多胎児を育てる利用会員に対しては、経済 的負担の軽減を図っています。また、援助 会員が軽度障害児の援助を行った場合は、 区が報酬を上乗せしています。	
10	家族が近くいないなど、誰にも頼ることができない緊急時に自宅で子どもを預かってくれるサポートがほしい。	区は、保護者が出産、入院などの際に保育所等で一時的に子どもを預かる短期特例保育や、講習を修了した有償ボランティア (援助会員)が、自宅などでお子様を預かるファミリーサポート事業を実施しています。緊急時の利用については、援助会員とのマッチングなどがあるため、個別に相談に応じています。	
11	乳幼児一時預かり事業は事前に予約をしておかないと空きがないため、利用しづらい。都のベビーシッター利用支援事業を導入してほしい。	区は、利用者が安心して預けられる仕組 みが重要と考え、事業者と十分な協議を行 ったうえで実施できる乳幼児一時預かり事 業などの拡充に取り組んでいます。	
12	乳幼児一時預かり事業は予約開始と同時に埋まることが多く、就業者にとっては予約時間に対応できないため、利用が困難である。都のベビーシッター利用支援事業を導入してほしい。	都のベビーシッター利用支援事業は、区を介さず、利用者が直接都の認定した事業者と契約します。区が、利用料金や実施方法等を直接事業者と協議できるよう、現在、都に対し要望しています。	
13	都のベビーシッター利用支援事業を導入 してほしい。	今後、都の対応を踏まえ検討を深めてい きます。	
14	乳幼児一時預かり事業は夕方の時間は比較的空いているが、午前中は利用できないことが多い。利用ニーズの実態に合わせた政策検討をしてほしい。	区は、乳幼児一時預かりの利用枠を拡大するため、実施日や定員の増を行ってきました。今後、区西部地域での乳幼児一時預かり事業の新たな開設に向けて調整を進めるなど、充実に努めていきます。	
15	一時預かりを利用できるのはごく一部だけではないか。また、保育園では年度途中であることや利用年齢に達しているのにも関わらず受入れ実績がないことを理由に断られることがある。	保育園で実施する一時預かり事業については、在園児や一時的にお預かりする児童の安全な保育を第一に運営を行っており、繁忙期や職員体制によっては、受け入れが難しい場合があります。引き続き、民間保育施設へ可能な限り受け入れを行うよう働きかけていきます。	
16	保育園は 20 時 30 分ぐらいまで開いている所もあるのにどうして学童クラブは 17時や 18 時までなのか。	学童クラブの委託化に合わせて、8時から19時までの延長保育を実施し、保育時間の拡大を図っています。	
17	学童クラブの待機児童が多い。待機児童の早期解消に向けた具体策、スケジュールを示してほしい。	区は、「学童クラブ」と「ひろば事業」 それぞれの機能や特色を維持しながら、事 業運営を一体的に行うねりっこクラブを推 進しています。ねりっこクラブでは、学校 施設を活用することで学童クラブの定員を 拡大し、待機児童の解消を図っています。 令和5年4月には小学校65校中52校で実 施し、早期の全校実施を目指しています。	0

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分		
その	その他				
18	少子化に対し、ただ子どもを増やすことが将来を支えることになるのか疑問である。子どもの学力など質の底上げが必要だと思う。高校や大学の無返金の奨学金や年少扶養控除を復活してほしい。区から国に要望をあげてほしい。	区は、これまでも国に対し、特別区長会等を通じて子育て支援策の充実を要望してきました。今後も必要に応じて、さらなる充実を要望していきます。			
19	事業を経営するうえで、結婚・出産を控える夫婦に対する支援策は有給休暇や育児休暇があるが、中小企業の資金力では満足するような福利厚生を設定する事が難しい場合が多い。企業の立場から促せられるよう支援してほしい。	現在、国において子育て支援策の一つとして「中小企業子ども・子育て支援環境整備助成事業」を実施しています。区は、ホームページや中小企業サポートガイドブリクで当該事業を掲載し、事業者の総合相談窓口として、練馬ビジネスサポートセンターで中小企業診断士や社会保険労務士応じて、課題の解決に向けた提案やアドバイスを行っています。			
20	相談件数の増加項目について、それぞれの相談に起因される根本的な原因を調査した方がよい。子どもの数が減少傾向にあらいで育児に関連する相談件数は増加傾気にある。家庭内における様々な問題が発生とのおると思われるため、相談を受ける過程でその根本的な原因究明を行い同じ境遇の家庭を作らない、作らせない、という策を考える必要があるのではないか。 ひとり親で中学生と小学生を育てているが、児童手当が所得制限によりもらえな	少子化、核家族化、コミュニティの希薄 化などにより、社会的に孤立し、子育てに 不安や負担を感じる保護者が増えています。 区は、増加する児童相談に対応するため、職員の増員を行う等、子ども家庭支援 センターの充実・強化を行っています。引き続き、相談の根本原因を究明し、きめ細かい寄り添い支援を行っていきます。 児童手当等は、国の制度であるため、全国一律の基準で支給しています。区の判断			
22	い。所得制限を撤廃してほしい。 各種子育て給付等の非課税世帯の優遇や 親の所得制限による子どもの差別を撤廃し てほしい。納めた税金が高いほど冷遇され る現状では、高所得世帯離れを加速させ る。非課税世帯だけでなく、納税世帯にも 優しい自治体になってほしい。	で支給の要件を変更することは難しい状況です。 なお、区は、ひとり親家庭からの相談に応じ、自立に向けた様々な支援を行っています。			
23	令和4年10月に出産したが、同年2月 に妊娠届を提出したため、「出産・子育て 応援給付金」の支給対象外となるのか。	国の出産・子育て応援交付金事業の対象は、令和4年4月1日以降に妊娠または出産された方のため、対象となります。			
24	憲法で教育を受けさせる義務があるのに、学校給食費は有料だ。また、昨今は価格高騰により家計への経済的負担が大きい。懸念すべき事態であり、この状況では、決して多子世帯になろうとは思わない。必要なのは子育て世帯全体への支援である。子育て世帯の負担増は、優先して解消してほしい。	学校給食法で食材料費は保護者の負担と 定められています。物価の急激な上昇を踏まえ、今年度から学校給食費の食材料費に 対する補助を開始しました。 令和5年度から、多子世帯の子育てにか かる負担を軽減するため、区立小・中学校 に通う児童・生徒のうち第二子以降の学校 給食費を無償とします。			

No.	意見の概要	区の考え方	対応 区分
25	子育てスタート応援券の枚数を増やし、3歳まで使えるようにしてほしい。また、応援券の使い先を増やしてほしい。	子育てスタート応援券事業は、出産直後 の不安や負担を軽減し、育児を円滑に進め ることを目的とした事業です。交付枚数や 利用年齢の引き上げ、対象事業の拡充につ いては、事業趣旨や利用者の声を踏まえ、 検討していきます。	
26	多くの子育ての不安や悩みがある中で、 相談できる場の提供と地域と共に子育てで きるよう「ペアレントプログラム」の導入 を検討してほしい。子育て支援に関わって いる従事者に、繋がる支援を提供してほし い。	乳幼児親子の身近な相談場所である地域 子ども家庭支援センターや3歳から高校生 年代の保護者の相談場所である学校教育支 援センターでは、子育てのノウハウを学び あう場として、ペアレント・トレーニング を参考にした内容の講座や講習会などを実 施しています。さらに、相談員や保健師な どの専門職員に繋ぎ、関係機関と連携して 必要な支援を行っています。	
27	小学生ークラスの定員数を見直してほしい。狭い教室に 40 人近い子ども達がおり、一人の先生では負担も大きい。施設の拡充も必要だが、子ども達が過ごしやすい環境になるように改善してほしい。	少人数学級の実現には、教員の大幅な増員だけでなく、限られた校舎スペースに普通教室を増設する必要があるなど、困難な課題を解決しなければなりません。学級の人数については、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」により定められており、区は国の基準に基づき、令和7年度にかけて段階的に35人学級を進めていきます。	
28	産後や転入した時、区内に限らず小児を受けてくれる「近所」の病院を教えてほしい。また、土日や夜間に受け入れてくれるところも教えて欲しい。子どもの体調が悪い緊急時に自身で調べるのは負担である。	都が運営する医療機関案内サービス「ひまわり」において、電話およびインターネットで診療情報を案内しています。練馬区医師会医療連携・在宅医療サポートセンターでは、電話で相談に応じています。また、東京消防庁救急相談センターで、救急車の要否や急病への相談対応を行っています。センターでは看護師などの専門家が対応して、必要に応じ医療機関の案内や救急への連絡を助言します。	

資 料 8 1

令和5年3月9日 こども家庭部こども施策企画課

第2期練馬区子ども・子育て支援事業計画中間見直し(案)について

1 素案から案への主な変更点

() 備考欄の凡例

「 」: 区民意見等を踏まえ変更したもの

		1. 区以志元守已国本元交叉 07.000			
頁	変更箇所	変更・追加等の内容	備考		
第1章	計画の中間見直しの基本的な考え方				
1	1 計画中間見直しの背景	少子化の主な原因等を追記			
1	2 計画中間見直しの方向性	計画の基本目標と方針を追記			
第3章	· 年度別需給計画				
11 ~	2(1) 促吞	令和5年度・6年度			
18	3 (1) 保育	供給量(定員数)を更新			
21	3(2) 多様な主体が本制度に参入	 巡回支援の内容を追記			
21	することを促進するための事業				
26	3(2) 子育て短期支援事業(子ど	 要支援家庭の内容を追記			
20	もショートステイ)	女文版亦庭の内台で追記			
26	3 (2) 放課後児童健全育成事業	令和5年度・6年度			
27	(学童クラブ)	供給量(受入枠)を更新			
参考	巻末資料				
28	1 練馬区の現状				
29	(1)出生率の推移	最新の数値に更新			
29	~ のグラフ				
	3 その他				
37	(1)令和3・4年度 練馬区子ど	 委員を更新			
31	も・子育て会議員名簿	女只で文例			
	その他区長が認める者				

2 第2期練馬区子ども・子育て支援事業計画中間見直し(案)について 別添のとおり

第 2 期練馬区子ども・子育て支援事業計画 中間見直し(案)

令和5年(2023年)3月

練馬区

目 次

第1章	章 計画の中間見直しの基本的な考え方
1	計画中間見直しの背景
2	計画中間見直しの方向性
3	計画の策定方法
第2章	章 区を取り巻く現状 4
1	最新の児童人口の推計4
2	子育て世帯の就労状況
3	女性の就労状況と教育・保育サービスの利用状況
第3章	章 法定事業の年度別需給計画
1	子ども・子育て支援法の法定事業
2	区域の設定
3	年度別需給計画10
参考	巻末資料
1	練馬区の現状28
2	ニーズ調査の結果概要32
3	そ の他

1 計画中間見直しの背景

第2期練馬区子ども・子育て支援事業計画は、「第2次みどりの風吹くまちビジョン」 の子ども分野に関連した個別計画として、令和2年3月に策定しました。

計画期間は令和2年度から令和6年度までとしていますが、児童人口や女性の就業等の社会情勢の変化に迅速に対応するため、計画の内容と実態に乖離が生じた場合には、計画の中間年において見直すこととしています。

令和3年の練馬区の合計特殊出生率は 1.06 で低下傾向は変わらず、コロナ禍により 少子化が加速することが懸念されます。少子化の主な原因は、未婚化、晩婚化と有配偶 出生率の低下であり、背景には経済的な不安定さ、出会い機会の減少、仕事と子育ての 両立の難しさなど、結婚や出産、子育てに対する希望の実現を阻む様々な要因あると考 えられます。また、育児休業の取得率増加やコロナ禍を経てテレワークの普及、非接触・ 非対面の新しい生活様式への移行が進むなど、子どもと子育てを取り巻く状況の変化が 見受けられます。

2 計画中間見直しの方向性

コロナ禍等先行きが不透明な状況にありますが、多様化する子育でサービスのニーズ に応える施策を展開し、子育でのかたちを選択できる社会の実現を目指していく姿勢に 変わりはありません。

現状においては、就学前児童人口が計画策定当時の推計よりも下振れしていることから、令和5・6年度の年度別需給計画を見直します。

令和7年度以降については、令和6年度に策定する「第3期練馬区子ども・子育て支援 事業計画」の中で検討していきます。

(第2期子ども・子育て支援事業計画の基本目標と方針)⁻

基本日標

安心して子どもを産み育てられ、子どもたちが健やかに成長できる 環境を整えます

基本方針

☆ 妊娠・出産期~

子どもと子育て家庭の支援の充実

☆ 乳児~幼児期

子どもの教育・保育の充実

☆ 小学生~中高生年代

子どもの成長環境の充実

☆ 支援を必要とする子どもや家庭への取組

方向性

- 🏶 保護者が安心して子育てを行えるように相談体制を充実します
- 🏶 教育・保育サービスを更に充実させ、保育所待機児童を解消します
- ☆ すべての小学生が安心して放課後を過ごすことのできる居場所をつくります。
- ひとり親家庭や生活困窮世帯等の自立を応援します
- 東京都や関係機関と連携した子育て支援体制の仕組みをつくります

(計画の期間)

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
第2期	練馬区子と	」 ビも・子育	で支援事	業計画					
		中間 見直し							
					第 3 期約	東馬区子と	も・子育	て支援事	業計画
							見直し		
							検討		

3 計画の策定方法

(1)区民ニーズの把握

各事業の需要量見込みを算定する基礎資料とするため、「第2期練馬区子ども・子育て 支援事業計画」の中間見直しの検討に向けたニーズ調査を実施し、就労状況や教育・保 育サービスの利用状況、今後の利用意向などを把握しました。

調査期間

令和3年11月1日~令和3年11月15日

調査対象および回収状況

対象者	配付数	配付・回収方法	回収数	回収率
区内に居住する就学前	2 000 //±	郵送配付・郵送回収	4 700 / /	E0.00/
児童(0~6歳)の保護者	3,000 件	または Web 回答	1,788 件	59.6%
区内に居住する小学生	2 200 //	郵送配付・郵送回収	4 000 / /	60.60/
児童の保護者	3,000 件	または Web 回答 1,909 件		63.6%

(2)「練馬区子ども・子育て会議」の開催

区は、地域の子どもおよび子育て家庭の実情を踏まえて子ども・子育て支援施策を実施するため、子どもの保護者(公募区民)、事業主を代表する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者などで構成する「練馬区子ども・子育て会議」を設置しています。

計画の中間見直しは、「練馬区子ども・子育て会議」の意見聴取を踏まえ、 策定します。

(3)区民意見反映制度(パブリックコメント)の実施

本計画の中間見直し(素案)を区役所の窓口などで公開し、区民の皆様からご意見をいただきました。

意見の募集等

区民意見反映制度 (パブリックコメント)

意見募集期間:令和4年12月11日から令和5年1月13日まで

意見提出者:20名

寄せられた意見

意見総数 延28件

意見の内訳

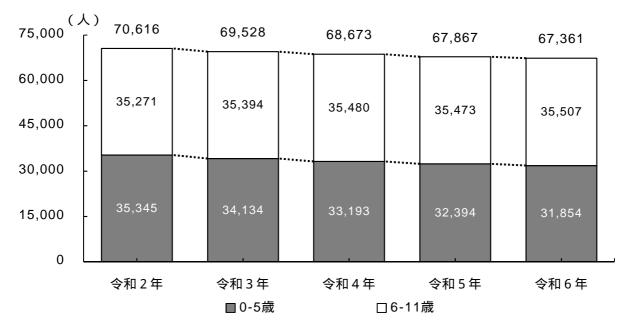
項目	件数
計画全体に関すること	1
第1章 計画の中間見直しの基本的な考え方	3
第2章 区を取り巻く現状	1
第3章 法定事業の年度別需給計画	12
その他	11
合計	28

第2章 区を取り巻く現状

1 最新の児童人口の推計

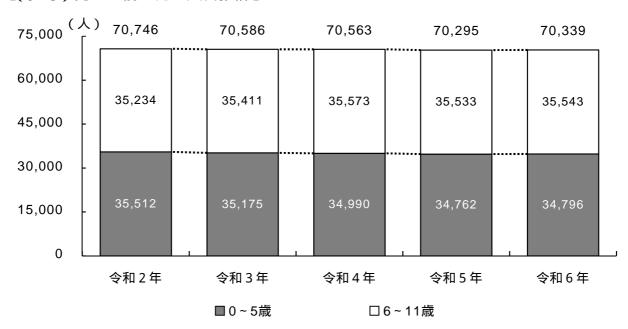
児童人口は近年一貫して減少しています。特に、0~5歳の就学前児童人口が減少傾向にあり、令和5年度以降も同様の傾向が続くことが見込まれます。

【見直し後の児童人口推計】



令和4年度まで:実績値、令和5年度以降:推計値

【(参考)見直し前の児童人口推計】



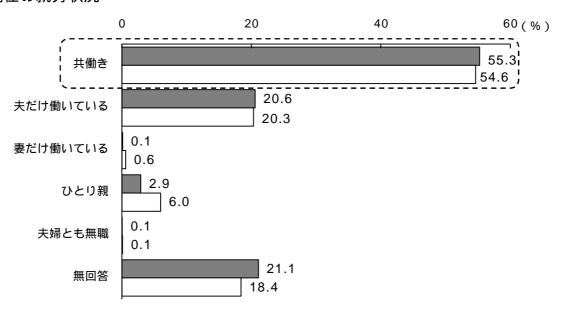
資料:住民基本台帳(外国人登録数含む)各年4月1日現在を基にコーホート要因法により推計

2 子育て世帯の就労状況

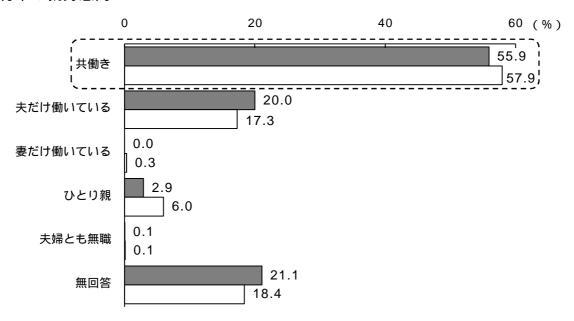
現在の就労状況は、共働きが就学前児童家庭では 55.3%、小学生児童家庭で 54.6% となっています。

将来の就労意向を反映した場合、就学前児童家庭・小学校児童家庭ともに、共働きの増加が見込まれます。

<現在の就労状況>



< 将来の就労意向 >



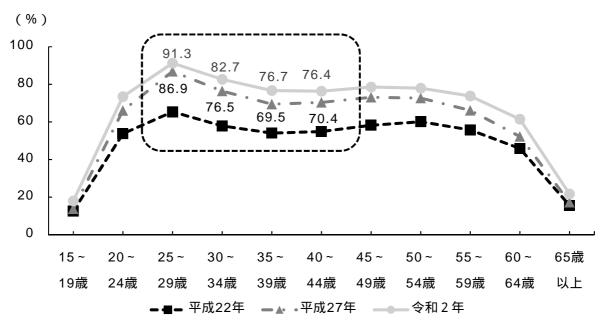
■ 就学前児童家庭(n = 1,788) □ 小学校児童家庭(n = 1,909)

資料:「第2期練馬区子ども・子育て支援事業計画」の中間見直しの検討に向けた ニーズ調査報告書(令和4年3月)

3 女性の就労状況と教育・保育サービスの利用状況

(1)女性の年齢別労働力率

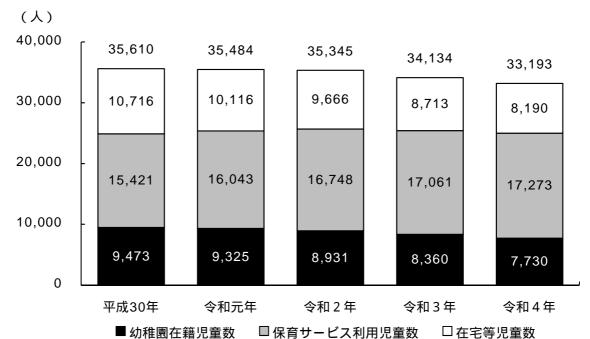
子育て期の女性(25~44歳)の労働力率は上昇し続けています。これまでは「M字カーブ」を描いていましたが、近年は台形に近づいています。



資料:国勢調査

(2)教育・保育サービス利用児童数の推移

共働き家庭の増加に伴い、保育サービスを利用する児童の割合が増加しています。一方、幼稚園在籍児童および在宅等児童は減少傾向にあります。



資料:住民基本台帳(各年4月1日現在) 練馬区勢概要等を基に作成

第3章 法定事業の年度別需給計画

1 子ども・子育て支援法の法定事業

子ども・子育て支援法では、区市町村の子ども・子育て支援事業計画において、教育・保育および地域子ども・子育て支援事業に係る年度別の需給計画を定めるものとされています。

なお、子ども・子育て支援法で規定されている法定事業は、以下のとおりです。

(1)教育・保育

教育・保育を提供する施設の種別は以下のとおりです。

教育・保育を提供する施設

幼稚園 認定こども園(1)

認可保育所 地域型保育事業(2)

- 1 認定こども園法等の国の基準に基づいて設置された教育と保育を一体的に行う施設
- 2 以下の4種類があります。
 - ・家 庭 的 保 育 事 業:保育士などの資格のある家庭的保育者(保育ママ)が、家庭的な雰囲気の自宅等で3~5人の子どもを保育します。
 - ・小 規 模 保 育 事 業:定員 19 人までの子どもを保育する小規模な保育施設です。認可基準など が異なる A 型・B 型・C 型の 3 類型があります。
 - ・事業所内保育事業:事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の子ども の保育を行います。
 - ・居宅訪問型保育事業:利用者の自宅に居宅訪問型保育者を派遣し、1対1の保育を行います。

教育・保育は以下の区分に分けて整備を行います。

認定区分	年齢区分	どのような場合に該当するか
1 号認定	3~5 歳	就学前の子どもで主に幼稚園を利用する場合
2 号認定	3~5 歳	
3号認定	0 歳	就学前の子どもで保育が必要な場合
うら認定	1、2 歳	

(2)地域子ども・子育て支援事業

延長保育事業

病児・病後児保育事業

多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

利用者支援事業(妊娠・子育て相談員、すくすくアドバイザー)

地域子育て支援拠点事業(子育てのひろば)

一時預かり事業

ファミリーサポートセンター事業

妊婦健康診査

乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問)

養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

子育て短期支援事業 (子どもショートステイ)

放課後児童健全育成事業(学童クラブ)

実費徴収に係る補足給付を行う事業

年度別需給計画において、 ファミリーサポートセンター事業は、 一時預かり事業に含めています。

養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業は、 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問)で、支援が必要とされた世帯に対して実施するため、単独の年度別計画は設定しません。

実費徴収に係る補足給付を行う事業は、子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園を利用する低所得世帯に対して実施するため、単独の年度別計画は設定しません。

2 区域の設定

国の基本指針では、区市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況などを総合的に勘案して、事業ごとにサービスを提供する区域(教育・保育提供区域)を定める必要があるとされています。

区では、児童福祉を含む多くの福祉サービスが総合福祉事務所の区域を単位として実施されているため、本計画では4つの総合福祉事務所管轄区域を基本として、各事業の実態に応じた教育・保育提供区域を設定します。総合福祉事務所管轄単位の区域設定のイメージ図および事業ごとの教育・保育提供区域については以下のとおりです。



	事業名	教育・保育提供区域
教育	・保育	総合福祉事務所管轄単位(4区域) 教育(1号認定)は、区全域(1区域) とします。
地域子ども	延長保育事業 病児・病後児保育事業 一時預かり事業 放課後児童健全育成事業(学童クラブ) 利用者支援事業(妊娠・子育て相談員、すくすくアドバイザー) 地域子育て支援拠点事業(子育てのひろば)	総合福祉事務所管轄単位(4区域)
・子育て支援事業	幼稚園預かり保育 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 子育て短期支援事業(子どもショートステイ) 妊婦健康診査 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問) 養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能 強化事業	区全域(1区域)

3 年度別需給計画

今回実施した人口推計とニーズ調査結果、各事業の実績などを踏まえ、令和5・6年度の需要量見込みを再算定しました。再算定された需要量見込みを踏まえ、必要な供給量を確保していきます。

表の見方

令和2年度から令和4年度は当初計画の数字です。令和5年度、令和6年度は上段が 見直し後の数字、下段()内が当初計画の数字です。

(1)教育・保育

教育

< 1号認定 >

就学前の教育・保育のうち、主に幼稚園での教育(3~5 歳)に関する事業です。 需要量見込みは、共働き家庭の増加による保育ニーズの高まりや就学前児童人口減 少の影響により、当初計画値を下回ります。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和 4 年度	令和5年度	令和6年度
需要量見込み	人	9,341	9,108	8,916	7,352 (8,850)	6,940 (8,909)
供給量(定員数)	人	10,822	10,822	10,822	10,562 (10,822)	10,562 (10,822)
過不足(供給量-需要量)	人	1,481	1,714	1,906	3,210 (1,972)	3,622 (1,913)

< 幼稚園預かり保育 >

保育が必要な在園児(3~5歳)を対象に、幼稚園教育時間の前後や夏休みなどの 長期休業期間に、幼稚園で保育する事業です。

「長時間保育のある幼稚園に通わせたい」という保護者の希望にこたえるため、区独自の幼保一元化施設である「練馬こども園」を引き続き拡大します。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和 4 年度	令和5年度	令和6年度
需要量見込み	人	387,785	391,456	395,224	395,920 (398,051)	386,276 (401,355)
供給量(定員数)	人	548,761	553,261	557,761	640,859 (557,761)	642,224 (557,761)
過不足(供給量 - 需要量)	人	160,976	161,805	162,537	244,939 (159,710)	255,948 (156,406)

保育

就学前の教育・保育のうち、保育を必要とする子ども(0~5歳)に関する事業です。

需要量見込みは、共働き家庭の増加に伴い保育ニーズは高まっていますが、就学前児童人口は減少していることから、当面は横ばいで推移します。供給量(定員数)は、現在整備に着手している私立認可保育所が開園することで、令和6年度までの必要数が確保できます。

<3号認定(0歳)>

【計画目標(区全域)】

	単位	令和 2 年度	令和3年度	令和 4 年度	令和5年度	令和6年度
需要量見込み	人	1,563	1,587	1,618	1,415 (1,636)	1,431 (1,640)
供給量(定員数)	人	1,626	1,677	1,720	1,712 (1,764)	1,711 (1,769)
認可保育所	人	1,278	1,329	1,377	1,416 (1,425)	1,419 (1,431)
地域型保育事業	人	216	216	211	166 (207)	163 (206)
練馬こども園	人	0	0	0	0 (0)	0 (0)
企業主導型保育事業の地域枠	人	17	17	17	26 (17)	26 (17)
認証保育所等	人	115	115	115	104 (115)	103 (115)
過不足(供給量-需要量)	人	63	90	102	297 (128)	280 (129)

練馬	単位	令和2年度	令和3年度	令和 4 年度	令和5年度	令和6年度
需要量見込み	人	430	434	436	387 (439)	389 (441)
供給量(定員数)	人	457	460	463	461 (475)	454 (481)
認可保育所	人	342	345	351	348 (363)	345 (369)
地域型保育事業	人	79	79	76	75 (76)	72 (76)
練馬こども園	人	0	0	0	0 (0)	0 (0)
企業主導型保育事業の地域枠	人	7	7	7	8 (7)	8 (7)
認証保育所等	人	29	29	29	30 (29)	29 (29)
過不足(供給量-需要量)	人	27	26	27	74 (36)	65 (40)

光が丘	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要量見込み	人	476	493	511	435 (519)	446 (520)
供給量 (定員数)	人	484	502	514	506 (525)	506 (525)
認可保育所	人	409	427	439	451 (451)	451 (451)
地域型保育事業	人	52	52	52	41 (51)	41 (51)
練馬こども園	人	0	0	0	(0)	0 (0)
企業主導型保育事業の地域枠	人	0	0	0	(0) 1 (0)	(0) 1 (0)
認証保育所等	人	23	23	23	13	13
! 過不足(供給量-需要量)	人	8	9	3	(23) 71	(23) 60
石神井	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	(6) 令和 5 年度	(5) 令和 6 年度
 需要量見込み	人	417	423	435	388	391
供給量(定員数)	人	433	451	467	(446) 465	(449) 471
認可保育所	人	334	352	370	(483) 391	(482) 397
地域型保育事業	人	62	62	60	(388) 27	(388) 27
練馬こども園	人	0	0	0	(58) 0	(57) 0
企業主導型保育事業の地域枠	人	7	7	7	(0) 13	(0) 13
				·····	(7) 34	(7) 34
認証保育所等	人	30	30	30	(30) 77	(30)
過不足(供給量-需要量)	人	16	28	32	(37)	(33)
大泉	単位	令和2年度	令和3年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
需要量見込み	人	240	237	236	205 (232)	205 (230)
供給量 (定員数)	人	252	264	276	280 (281)	280 (281)
認可保育所	人	193	205	217	226 (223)	226 (223)
地域型保育事業	人	23	23	23	23 (22)	23 (22)
練馬こども園	人	0	0	0	(22) 0 (0)	0 (0)
企業主導型保育事業の地域枠	人	3	3	3	(3)	4 (3)
認証保育所等	人	33	33	33	27 (33)	27 (33)
 過不足(供給量-需要量)	人	12	27	40	75 (49)	75 (51)

<3号認定(1、2歳)>

【計画目標(区全域)】

	単位	令和2年度	令和3年度	令和 4 年度	令和5年度	令和6年度
需要量見込み	人	6,517	6,732	6,983	6,730 (7,040)	6,890 (7,045)
供給量 (定員数)	人	6,878	7,029	7,135	7,289 (7,303)	7,241 (7,338)
認可保育所	人	5,609	5,745	5,886	6,005 (6,062)	5,987 (6,084)
地域型保育事業	人	893	893	873	846 (865)	815 (863)
練馬こども園	人	10	10	10	20 (10)	20 (10)
企業主導型保育事業の地域枠	人	41	41	41	56 (41)	56 (41)
認証保育所等	人	325	340	325	362 (325)	363 (340)
過不足(供給量-需要量)	人	361	297	152	559 (263)	351 (293)

練馬	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要量見込み	人	1,664	1,712	1,775	1,688 (1,785)	1,746 (1,790)
供給量 (定員数)	人	1,832	1,828	1,821	1,885 (1,865)	1,869 (1,887)
認可保育所	人	1,367	1,363	1,372	1,407 (1,416)	1,407 (1,438)
地域型保育事業	人	359	359	343	345 (343)	328 (343)
練馬こども園	人	10	10	10	10 (10)	10
企業主導型保育事業の地域枠	人	11	11	11	14 (11)	14
認証保育所等	人	85	85	85	109 (85)	110 (85)
	人	168	116	46	197 (80)	123 (97)
光が丘	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要量見込み	人	1,986	2,016	2,072	1,980 (2,073)	2,034 (2,075)
供給量(定員数)	人	2,037	2,103	2,147	2,131 (2,189)	2,131 (2,189)
認可保育所	人	1,741	1,807	1,851	1,877 (1,895)	1,877 (1,895)
地域型保育事業	人	225	225	225	202 (223)	202 (223)
練馬こども園	人	0	0	0	0 (0)	0 (0)
企業主導型保育事業の地域枠	人	7	7	7	13 (7)	13 (7)
認証保育所等	人	64	64	64	39 (64)	39 (64)
過不足(供給量-需要量)	人	51	87	75	151 (116)	97 (114)

石神井	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要量見込み	人	1,865	1,925	1,994	1,944 (2,024)	2,005 (2,021)
供給量(定員数)	人	1,942	1,992	2,017	2,085 (2,079)	2,053 (2,092)
認可保育所	人	1,602	1,637	1,681	1,714 (1,747)	1,696 (1,747)
地域型保育事業	人	224	224	220	213 (216)	199 (214)
練馬こども園	人	0	0	0	10	10 (0)
企業主導型保育事業の地域枠	人	17	17	17	20 (17)	20 (17)
認証保育所等	人	99	114	99	128 (99)	128 (114)
過不足(供給量-需要量)	人	77	67	23	141 (55)	48 (71)
大泉	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要量見込み	人	1,002	1,079	1,142	1,118 (1,158)	1,105 (1,159)
供給量 (定員数)	人	1,067	1,106	1,150	1,188 (1,170)	1,188 (1,170)
認可保育所	人	899	938	982	1,007 (1,004)	1,007 (1,004)
地域型保育事業	人	85	85	85	86 (83)	86 (83)
練馬こども園	人	0	0	0	0 (0)	0 (0)
企業主導型保育事業の地域枠	人	6	6	6	9 (6)	9 (6)
認証保育所等	人	77	77	77	86 (77)	86 (77)
過不足(供給量-需要量)	人	65	27	8	70 (12)	83 (11)

<2号認定(3~5歳)>

【計画目標(区全域)】

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要量見込み	人	9,600	9,692	9,806	10,267 (9,909)	10,134 (10,110)
供給量(定員数)	人	10,332	10,742	11,285	11,895 (11,631)	12,225 (11,781)
認可保育所	人	8,715	9,114	9,567	10,026 (9,913)	10,347 (10,063)
地域型保育事業	人	33	33	33	32 (33)	26 (33)
練馬こども園	人	1,419	1,509	1,599	1,759 (1,599)	1,774 (1,599)
企業主導型保育事業の地域枠	人	24	24	24	16 (24)	16 (24)
認証保育所等	人	141	62	62	62 (62)	62 (62)
過不足(供給量-需要量)	人	732	1,050	1,479	1,628 (1,722)	2,091 (1,671)

練馬	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要量見込み	人	2,225	2,223	2,219	2,396 (2,264)	2,336 (2,332)
供給量 (定員数)	人	2,548	2,607	2,678	2,771 (2,748)	2,845 (2,804)
認可保育所	人	2,199	2,249	2,320	2,402 (2,390)	2,467 (2,446)
地域型保育事業	人	20	20	20	24 (20)	18 (20)
練馬こども園	人	260	320	320	325 (320)	340 (320)
企業主導型保育事業の地域枠	人	1	1	1	(1)	2 (1)
認証保育所等	人	68	17	17	18 (17)	18 (17)
過不足(供給量-需要量)	人	323	384	459	375 (484)	509 (472)
光が丘	単位	令和2年度	令和3年度	令和 4 年度	令和5年度	令和6年度
需要量見込み	人	3,001	3,014	3,013	3,190 (3,044)	3,133 (3,064)
供給量 (定員数)	人	3,234	3,360	3,485	3,654 (3,569)	3,713 (3,597)
認可保育所	人	2,839	2,965	3,090	3,162 (3,174)	3,221 (3,202)
地域型保育事業	人	11	11	11	2 (11)	2 (11)
練馬こども園	人	374	374	374	479 (374)	479 (374)
企業主導型保育事業の地域枠	人	0	0	0	0 (0)	0 (0)
認証保育所等	人	10	10	10	11 (10)	11 (10)
過不足(供給量-需要量)	人	233	346	472	464 (525)	580 (533)

石神井	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要量見込み	人	2,839	2,913	2,980	2,995 (3,009)	2,944 (3,088)
供給量 (定員数)	人	2,910	3,043	3,264	3,570 (3,400)	3,736 (3,452)
認可保育所	人	2,307	2,440	2,601	2,815 (2,737)	2,981 (2,789)
地域型保育事業	人	0	0	0	3 (0)	3 (0)
練馬こども園	人	550	550	610	705 (610)	705 (610)
企業主導型保育事業の地域枠	人	23	23	23	14 (23)	14 (23)
認証保育所等	人	30	30	30	33 (30)	33 (30)
過不足(供給量-需要量)	人	71	130	284	575 (391)	792 (364)
大泉	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要量見込み	人	1,535	1,542	1,594	1,686 (1,592)	1,721 (1,626)
供給量(定員数)	人	1,640	1,732	1,858	1,900 (1,914)	1,931 (1,928)
認可保育所	人	1,370	1,460	1,556	1,647 (1,612)	1,678 (1,626)
地域型保育事業	人	2	2	2	3 (2)	3 (2)
練馬こども園	人	235	265	295	250 (295)	250 (295)
企業主導型保育事業の地域枠	人	0	0	0	0 (0)	0 (0)
認証保育所等	人	33	5	5	0 (5)	0 (5)
過不足(供給量-需要量)	人	105	190	264	214 (322)	210 (302)

<2・3号認定(0~5歳)>

【計画目標(区全域)】

	単位	令和2年度	令和3年度	令和 4 年度	令和5年度	令和6年度
需要量見込み	人	17,680	18,011	18,407	18,412 (18,585)	18,455 (18,795)
供給量(定員数)	人	18,836	19,448	20,140	20,896 (20,698)	21,177 (20,888)
認可保育所	人	15,602	16,188	16,830	17,447 (17,400)	17,753 (17,578)
地域型保育事業	人	1,142	1,142	1,117	1,044 (1,105)	1,004 (1,102)
練馬こども園	人	1,429	1,519	1,609	1,779 (1,609)	1,794 (1,609)
企業主導型保育事業の地域枠	人	82	82	82	98 (82)	98 (82)
認証保育所等	人	581	517	502	528 (502)	528 (517)
過不足(供給量-需要量)	人	1,156	1,437	1,733	2,484 (2,113)	2,722 (2,093)

練馬	単位	令和2年度	令和3年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和6年度
	—		1 11 1 122	1 1 1 1 1 1 1 1 1	4,471	4,471
常要量見込み	人	4,319	4,369	4,430	(4,488)	(4,563)
供給量(定員数)	人	4,837	4,895	4,962	5,117	5,168
	,				(5,088) 4,157	(5,172) 4,219
認可保育所	人	3,908	3,957	4,043	(4,169)	(4,253)
地域型保育事業	人	458	458	439	444	418
					(439) 335	(439) 350
練馬こども園	人	270	330	330	(330)	(330)
企業主導型保育事業の地域枠	人	19	19	19	24	24
正未上等主体自事未びだ場が		13	13	13	(19)	(19)
認証保育所等	人	182	131	131	157 (131)	157 (131)
		540	500	500	646	697
過不足(供給量-需要量)	人	518	526	532	(600)	(609)
光が丘	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要量見込み	人	5,463	5,523	5,596	5,605	5,613
加及主力とい		0,100	0,020	0,000	(5,636)	(5,659)
供給量(定員数)	人	5,755	5,965	6,146	6,291 (6,283)	6,350 (6,311)
	1	4.000	5 400	5 000	5,490	5,549
認可保育所	人	4,989	5,199	5,380	(5,520)	(5,548)
地域型保育事業	人	288	288	288	245	245
					(285) 479	(285) 479
練馬こども園	人	374	374	374	(374)	(374)
企業主導型保育事業の地域枠	人	7	7	7	14	14
正未工等学体育争未の地域作		/		,	(7)	(7)
認証保育所等	人	97	97	97	63 (97)	63 (97)
	,				686	737
過不足(供給量-需要量)	人	292	442	550	(647)	(652)

石神井	単位	令和2年度	令和3年度	令和 4 年度	令和5年度	令和6年度
需要量見込み	人	5,121	5,261	5,409	5,327 (5,479)	5,340 (5,558)
供給量 (定員数)	人	5,285	5,486	5,748	6,120 (5,962)	6,260 (6,026)
認可保育所	人	4,243	4,429	4,652	4,920 (4,872)	5,074 (4,924)
地域型保育事業	人	286	286	280	243 (274)	229 (271)
練馬こども園	人	550	550	610	715 (610)	715 (610)
企業主導型保育事業の地域枠	人	47	47	47	47 (47)	47 (47)
認証保育所等	人	159	174	159	195 (159)	195 (174)
過不足(供給量-需要量)	人	164	225	339	793 (483)	920 (468)
大泉	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要量見込み	人	2,777	2,858	2,972	3,009 (2,982)	3,031 (3,015)
供給量 (定員数)	人	2,959	3,102	3,284	3,368 (3,365)	3,399 (3,379)
認可保育所	人	2,462	2,603	2,755	2,880 (2,839)	2,911 (2,853)
地域型保育事業	人	110	110	110	112 (107)	112 (107)
練馬こども園	人	235	265	295	250 (295)	250 (295)
企業主導型保育事業の地域枠	人	9	9	9	13 (9)	13 (9)
認証保育所等	人	143	115	115	113 (115)	113 (115)
過不足(供給量-需要量)	人	182	244	312	359 (383)	368 (364)

(2)地域子ども・子育て事業

延長保育事業

多様化する保護者の就労形態などに伴う保育ニーズに対応するため、通常保育時間以外に子どもを保育します。

需要量見込みは、テレワークの普及などが背景にあると考えられることから、当初計画値を下回ります。供給量(定員数)は、現在整備に着手している私立認可保育所が開園することにより増加します。

【計画目標(区全域)】

	単位	令和2年度	令和3年度	令和 4 年度	令和5年度	令和6年度
需要量見込み	人	6,442	6,383	6,350	5,810 (6,311)	5,727 (6,312)
供給量(定員数)	人	9,895	10,522	11,398	12,172 (12,217)	12,726 (12,629)
過不足(供給量-需要量)	人	3,453	4,139	5,048	6,362 (5,906)	6,999 (6,317)

練馬	単位	令和2年度	令和3年度	令和 4 年度	令和5年度	令和6年度
需要量見込み	人	1,495	1,494	1,496	1,243 (1,503)	1,231 (1,517)
供給量(定員数)	人	2,525	2,650	2,740	2,908 (2,866)	2,955 (2,950)
過不足(供給量-需要量)	人	1,030	1,156	1,244	1,665 (1,363)	1,724 (1,433)
光が丘	単位	令和2年度	令和3年度	令和 4 年度	令和5年度	令和6年度
需要量見込み	人	1,837	1,821	1,809	1,664 (1,810)	1,648 (1,809)
供給量(定員数)	人	2,759	3,040	3,323	3,442 (3,594)	3,612 (3,744)
過不足(供給量 - 需要量)	人	922	1,219	1,514	1,778 (1,784)	1,964 (1,935)
石神井	単位	令和2年度	令和3年度	令和 4 年度	令和5年度	令和6年度
需要量見込み	人	2,252	2,228	2,212	1,732 (2,178)	1,701 (2,167)
供給量(定員数)	人	2,937	3,060	3,411	3,504 (3,631)	3,808 (3,795)
過不足(供給量 - 需要量)	人	685	832	1,199	1,772 (1,453)	2,107 (1,628)
大泉	単位	令和2年度	令和3年度	令和 4 年度	令和5年度	令和6年度
需要量見込み	人	858	840	833	1,171 (820)	1,147 (819)
供給量(定員数)	人	1,674	1,772	1,924	2,318 (2,126)	2,351 (2,140)
過不足(供給量 - 需要量)	人	816	932	1,091	1,147 (1,306)	1,204 (1,321)

病児・病後児保育事業

保育所などに通う子どもを、病気の回復期で集団保育の難しい期間や、病気の回 復期には至らないが、当面急変の恐れのない期間に一時的に保育します。

需要量見込みは、子の看護休暇を取得しやすくなったことが背景にあると考えられることから、当初計画値を下回ります。供給量(定員数)は、現在の各施設の定員数を維持していきます。

【計画目標(区全域)】

	単位	令和2年度	令和3年度	令和 4 年度	令和5年度	令和6年度
需要量見込み	人	14,739	14,617	14,546	13,905 (14,466)	13,717 (14,490)
供給量(定員数)	人	16,640	16,640	16,640	17,420 (16,640)	17,420 (16,640)
過不足(供給量 - 需要量)	人	1,901	2,023	2,094	3,515 (2,174)	3,703 (2,150)

練馬	単位	令和2年度	令和3年度	令和 4 年度	令和5年度	令和6年度
需要量見込み	人	3,687	3,683	3,687	3,374 (3,701)	3,340 (3,738)
供給量(定員数)	人	4,160	4,160	4,160	4,420 (4,160)	4,420 (4,160)
過不足(供給量-需要量)	人	473	477	473	1,046 (459)	1,080 (422)
光が丘	単位	令和2年度	令和3年度	令和 4 年度	令和5年度	令和6年度
需要量見込み	人	4,640	4,601	4,575	4,631 (4,577)	4,587 (4,580)
供給量(定員数)	人	5,200	5,200	5,200	5,720 (5,200)	5,720 (5,200)
過不足(供給量 - 需要量)	人	560	599	625	1,089 (623)	1,133 (620)
石神井	単位	令和2年度	令和3年度	令和 4 年度	令和5年度	令和6年度
需要量見込み	人	4,784	4,740	4,703	4,155 (4,633)	4,082 (4,619)
供給量(定員数)	人	4,940	4,940	4,940	4,940 (4,940)	4,940 (4,940)
過不足(供給量-需要量)	人	156	200	237	785 (307)	858 (321)
大泉	単位	令和2年度	令和3年度	令和 4 年度	令和5年度	令和6年度
需要量見込み	人	1,628	1,593	1,581	1,745 (1,555)	1,708 (1,553)
供給量 (定員数)	人	2,340	2,340	2,340	2,340 (2,340)	2,340 (2,340)
過不足(供給量-需要量)	人	712	747	759	595 (785)	632 (787)

多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

保護者に選択できる多様な保育サービスを提供するため、多様な事業者の参入を促進します。新規開設保育所や認可外保育施設、委託運営の区立保育所を対象に、区立保育所園長経験者等による巡回支援(保育内容や事故の未然防止の助言など)を行い、保育の質の維持・向上を図ります。

【計画目標(区全域)】

	単位	令和2年度	令和3年度	令和 4 年度	令和5年度	令和6年度
需要量見込み	人	14	17	17	26 (17)	26 (17)
供給量(定員数)	人	14	17	17	26 (17)	26 (17)
過不足(供給量-需要量)	人	0	0	0	0 (0)	0 (0)

利用者支援事業(妊娠・子育て相談員、すくすくアドバイザー)

子育てに関する様々な相談に対応し、必要に応じてほかの専門機関へ橋渡しを行います。区役所および保健相談所に「妊娠・子育て相談員」を、区役所および地域子ども家庭支援センター(練馬・光が丘・大泉・関)に「すくすくアドバイザー」を設置します。

		単位	令和2年度	令和3年度	令和 4 年度	令和5年度	令和6年度
需	要量見込み	か所	12	12	12	12 (12)	12 (12)
	妊娠・子育て相談員	か所	7	7	7	7 (7)	7 (7)
	すくすくアドバイザー	か所	5	5	5	5 (5)	5 (5)
供	結量(実施か所数)	か所	12	12	12	12 (12)	12 (12)
	妊娠・子育て相談員	か所	7	7	7	7 (7)	7 (7)
	すくすくアドバイザー	か所	5	5	5	5 (5)	5 (5)
追	不足(供給量 - 需要量)	か所	0	0	0	0 (0)	0 (0)

練馬	単位	令和2年度	令和3年度	令和 4 年度	令和5年度	令和6年度
需要量見込み	か所	4	4	4	4 (4)	4 (4)
妊娠・子育て相談員	か所	2	2	2	2 (2)	2 (2)
すくすくアドバイザー	か所	2	2	2	2 (2)	2 (2)
供給量(実施か所数)	か所	4	4	4	4 (4)	4 (4)
妊娠・子育て相談員	か所	2	2	2	(2)	2 (2)
すくすくアドバイザー	か所	2	2	2	2 (2)	2 (2)
過不足(供給量-需要量)	か所	0	0	0	0 (0)	0 (0)
光が丘	単位	令和2年度	令和3年度	令和 4 年度	令和5年度	令和6年度
需要量見込み	か所	3	3	3	3 (3)	3 (3)
妊娠・子育て相談員	か所	2	2	2	2 (2)	2 (2)
すくすくアドバイザー	か所	1	1	1	1 (1)	1 (1)
供給量(実施か所数)	か所	3	3	3	(3)	(3)
妊娠・子育て相談員	か所	2	2	2	2 (2)	2 (2)
すくすくアドバイザー	か所	1	1	1	1 (1)	1 (1)
過不足(供給量 - 需要量)	か所	0	0	0	0 (0)	0 (0)
石神井	単位	令和2年度	令和3年度	令和 4 年度	令和5年度	令和6年度
需要量見込み	か所	3	3	3	3 (3)	3 (3)
妊娠・子育て相談員	か所	2	2	2	2 (2)	2 (2)
すくすくアドバイザー	か所	1	1	1	1 (1)	1 (1)
供給量(実施か所数)	か所	3	3	3	(3)	(3)
妊娠・子育て相談員	か所	2	2	2	2	2 (2)
すくすくアドバイザー					(2)	(4)
	か所	1	1	1	(2) 1 (1)	1
過不足(供給量-需要量)	か所	1	1 0	1 0	1 (1) 0	1 (1) 0
過不足(供給量-需要量)					1 (1)	1 (1)
	か所	0	0	0	1 (1) 0 (0)	1 (1) 0 (0) 令和6年度
大泉	か所単位	0 令和2年度	O 令和3年度	0 令和 4 年度	1 (1) 0 (0) 令和 5 年度 2	1 (1) 0 (0) 令和 6 年度
大泉 需要量見込み	か所単位か所	0 令和2年度 2	0 令和3年度 2	0 令和 4 年度 2	1 (1) 0 (0) 令和 5 年度 2 (2) 1 (1)	1 (1) 0 (0) 令和 6 年度 2 (2) 1 (1)
大泉 需要量見込み 妊娠・子育で相談員	か所 単位 か所 _{か所}	0 令和2年度 2 1	0 令和3年度 2 1	0 令和 4 年度 2	1 (1) 0 (0) 令和 5 年度 2 (2) 1 (1)	1 (1) 0 (0) 令和 6 年度 (2) 1 (1) 1 (1)
大泉 需要量見込み 妊娠・子育で相談員 すくすくアドバイザー	か所 単位 か所 か所	0 令和2年度 2 1	0 令和3年度 2 1	0 令和 4 年度 2 1	1 (1) 0 (0) 令和 5 年度 2 (2) 1 (1) 1 (1) 2 (2)	1 (1) 0 (0) 令和 6 年度 2 (2) 1 (1) (1) 2 (2)
大泉 需要量見込み 妊娠・子育て相談員 すくすくアドバイザー 供給量(実施か所数)	か所 単位 か所 か所 か所	0 令和2年度 2 1 1	0 令和3年度 2 1 1 2	0 令和4年度 2 1 1	1 (1) 0 (0) 令和 5 年度 2 (2) 1 (1) 1 (1) 2 (2)	1 (1) 0 (0) 令和 6 年度 2 (2) 1 (1) 1 (1)

地域子育て支援拠点事業 (子育てのひろば)

0~3歳の乳幼児とその保護者などのための遊び場です。生活や遊びなどの子育て相談にも対応しています。

需要量見込みは、共働き家庭の増加による保育ニーズの高まりや就学前児童人口の減少により在宅等児童数が減少していることから、当初計画値を下回ります。供給量(実施か所数)は、令和元年度に1か所、令和2年度に1か所、令和3年度に1か所閉室する施設があったことや、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により令和3年度の開設を延期したことで、当初計画を下回ります(令和3年度末の実施か所数の実績は26施設)。引き続き、増設に取り組みます。

【計画目標(区全域)】

	単位	令和2年度	令和3年度	令和 4 年度	令和5年度	令和6年度
需要量見込み	人回	304,640	305,884	308,492	259,781 (306,263)	261,440 (304,660)
供給量(実施か所数)	か所	28	29	30	27 (30)	28 (30)

練馬	単位	令和2年度	令和3年度	令和 4 年度	令和5年度	令和6年度
需要量見込み	人回	56,597	57,713	59,022	49,702 (59,127)	50,020 (59,299)
供給量(実施か所数)	か所	6	6	7	5 (7)	5 (7)
光が丘	単位	令和2年度	令和3年度	令和 4 年度	令和5年度	令和6年度
需要量見込み	人回	90,112	90,264	91,021	76,649 (90,530)	77,138 (90,056)
供給量(実施か所数)	か所	7	8	8	7 (8)	8 (8)
石神井	単位	令和2年度	令和3年度	令和 4 年度	令和5年度	令和6年度
需要量見込み	人回	97,612	96,745	96,910	81,608 (95,858)	82,129 (95,331)
供給量(実施か所数)	か所	8	8	8	8 (8)	8 (8)
大泉	単位	令和2年度	令和3年度	令和 4 年度	令和5年度	令和6年度
需要量見込み	人回	60,319	61,162	61,539	51,822 (60,748)	52,153 (59,974)
供給量(実施か所数)	か所	7	7	7	7 (7)	7 (7)

一時預かり事業(保育園一時預かり、乳幼児一時預かり、ファミリーサポート事業等) 保護者がリフレッシュしたい時など理由を問わず利用できる一時預かり事業です。 地域子ども家庭支援センターや保育所の専用スペースのほか、保健相談所の部屋を 活用したファミサポホーム等でお預かりします。

需要量見込みは、在宅子育で家庭からの利用ニーズが高まっている一方で、共働き家庭の増加による保育ニーズの高まりや就学前児童人口の減少により在宅等児童数が減少していることから、当初計画値を下回ります。供給量(定員数)は、現在の各施設の定員数を維持していきます。

【計画目標(区全域)】

	単位	令和2年度	令和3年度	令和 4 年度	令和5年度	令和6年度
需要量見込み	人日	91,341	91,572	92,622	84,704 (92,114)	85,149 (92,014)
供給量(定員数)	人日	115,372	115,372	115,372	114,220 (115,372)	114,220 (115,372)
過不足(供給量-需要量)	人日	24,031	23,800	22,750	29,516 (23,258)	29,071 (23,358)

練馬	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要量見込み	人日	29,783	29,879	30,390	27,792 (30,505)	27,938 (30,724)
供給量(定員数)	人日	36,280	36,280	36,280	35,816 (36,280)	35,816 (36,280)
過不足(供給量-需要量)	人日	6,497	6,401	5,890	8,024 (5,775)	7,878 (5,556)
光が丘	単位	令和2年度	令和3年度	令和 4 年度	令和5年度	令和6年度
需要量見込み	人日	22,883	23,068	23,455	21,450 (23,288)	21,563 (23,125)
供給量(定員数)	人日	30,056	30,056	30,056	29,574 (30,056)	29,574 (30,056)
過不足(供給量-需要量)	人日	7,173	6,988	6,601	8,124 (6,768)	8,011 (6,931)
石神井	単位	令和2年度	令和3年度	令和 4 年度	令和5年度	令和6年度
需要量見込み	人日	17,981	17,825	17,883	16,354 (17,719)	16,440 (17,729)
供給量(定員数)	人日	24,390	24,390	24,390	24,150 (24,390)	24,150 (24,390)
過不足(供給量-需要量)	人日	6,409	6,565	6,507	7,796 (6,671)	7,710 (6,661)
大泉	単位	令和2年度	令和3年度	令和 4 年度	令和5年度	令和6年度
需要量見込み	人日	20,694	20,800	20,894	19,108 (20,602)	19,208 (20,436)
供給量(定員数)	人日	24,646	24,646	24,646	24,680 (24,646)	24,680 (24,646)
過不足(供給量-需要量)	人日	3,952	3,846	3,752	5,572 (4,044)	5,472 (4,210)

妊婦健康診査

妊婦健康診査受診票、妊婦超音波検査受診票、妊婦子宮頸がん検診受診票を交付 し、費用の一部を公費負担します。

需要量見込みは、就学前児童人口減少の影響により、当初計画値を下回ります。

【計画目標(区全域)】

	単位	令和2年度	令和3年度	令和 4 年度	令和5年度	令和6年度
需要量見込み	人	5,896	5,852	5,830	5,187 (5,802)	5,156 (5,778)
而女里兄匹の	回	65,856	65,366	65,122	57,943 (64,810)	57,598 (64,543)
供給量		実施回数	医療機関等 圧、尿、その および実施時 「娠週数に応し	期	:	

乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問)

出生通知票をもとに、生後4か月までの子どもがいる全世帯を助産師・保健師が 訪問します。子どもの体重測定や健康状態の確認、母親の体調や育児相談、子育てサ ービスの情報提供を行います。

需要量見込みは、就学前児童人口減少の影響により、当初計画値を下回ります。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和 4 年度	令和5年度	令和6年度
需要量見込み	人	5,468	5,447	5,460	4,946 (5,479)	4,916 (5,485)
供給量		・上記以外(委託助産)	要な家庭:常 の家庭:委託 師数 0 家庭に対し	助産師等が訪	問指導	

子育て短期支援事業 (子どもショートステイ)

保護者が出産、入院などで自ら子どもの養育ができない場合に、施設等で短期間一 時保育します。

需要量見込みは、要支援家庭(子どもの養育に不安を抱える、支援を必要とする家庭)の利用が全体の8割と高く微増傾向にあることから、当初計画値を上回ります。 供給量(定員数)は、現在の各施設等の定員数を維持していきます。

令和3年1月から登録家庭による子どもショートステイ事業を開始

【計画目標(区全域)】

	単位	令和2年度	令和3年度	令和 4 年度	令和5年度	令和6年度
需要量見込み	人日	2,157	2,143	2,121	2,288 (2,106)	2,403 (2,111)
供給量(定員数)	人日	4,380	4,380	4,380	9,490 (4,380)	9,490 (4,380)
過不足(供給量 - 需要量)	人日	2,223	2,237	2,259	7,202 (2,274)	7,087 (2,269)

放課後児童健全育成事業(学童クラブ)

保護者の就労等により、放課後等に保育を必要とする児童を預かる事業です。

需要量見込みは、共働き家庭増加による保育ニーズの高まりにより、増加傾向にあります。供給量(定員数)は、引き続き、ねりっこクラブを推進することにより、 増加していきます。

		単位	令和2年度	令和3年度	令和 4 年度	令和5年度	令和6年度
需要量見込み		人	6,027	6,584	7,162	7,217 (7,540)	7,517 (7,672)
	低学年	人	6,027	6,584	7,162	7,217 (7,540)	7,517 (7,672)
	高学年	人	790	762	773	587 (788)	595 (802)
供給	:量(受入枠)	人	6,106	7,038	7,466	8,767 (8,205)	9,175 (8,715)
過不足(供給量-需要量)		人	79	454	304	1,550 (665)	1,658 (1,043)

練馬	単位	令和 2 年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要量見込み	人	1,349	1,487	1,628	1,623 (1,704)	1,666 (1,736)
低学年	人	1,349	1,487	1,628	1,623	1,666
高学年	人	196	188	197	(1,704) 96	(1,736) 100
		196	100	197	(205) 2,050	(210) 2,120
供給量(受入枠)	人	1,331	1,571	1,686	(1,776)	(1,956)
過不足(供給量 - 需要量)	人	18	84	58	427 (72)	454 (220)
光が丘	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要量見込み	人	1,750	1,918	2,131	2,013 (2,203)	2,121 (2,248)
低学年	人	1,750	1,918	2,131	2,013 (2,203)	2,121 (2,248)
高学年	人	196	192	188	176 (201)	178 (206)
供給量(受入枠)	人	1,891	2,043	2,171	2,532 (2,311)	2,602 (2,401)
過不足(供給量 - 需要量)	人	141	125	40	519 (108)	481 (153)
石神井	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要量見込み	人	1,844	2,000	2,149	2,235 (2,335)	2,373 (2,396)
低学年	人	1,844	2,000	2,149	2,235 (2,335)	2,373 (2,396)
高学年	人	196	191	198	239 (190)	241 (196)
供給量(受入枠)	人	1,783	2,113	2,193	2,570 (2,533)	2,718 (2,683)
過不足(供給量 - 需要量)	人	61	113	44	335 (198)	345 (287)
大泉	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要量見込み	人	1,084	1,179	1,254	1,346 (1,298)	1,357 (1,292)
低学年	人	1,084	1,179	1,254	1,346 (1,298)	1,357 (1,292)
高学年	人	202	191	190	76 (192)	76 (190)
供給量(受入枠)	人	1,101	1,311	1,416	1,615 (1,585)	1,735 (1,675)
過不足(供給量 - 需要量)	人	17	132	162	269 (287)	378 (383)



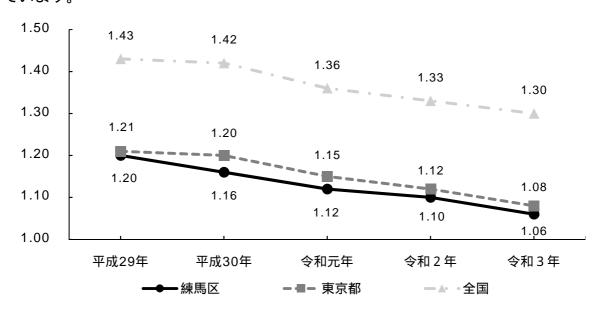
巻末資料

1 練馬区の現状

(1)出生率の推移

練馬区・東京都・国における合計特殊出生率の比較

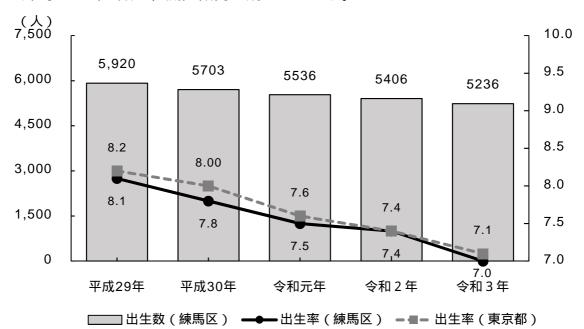
練馬区の合計特殊出生率は平成 28 年に東京都を下回り、その後は低下傾向が続いています。



資料:人口動態統計

出生数および出生率(人口千対)の推移

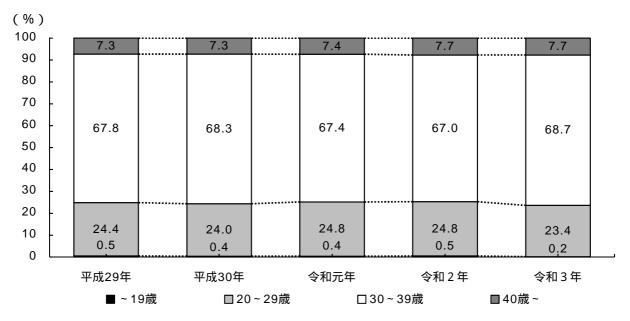
練馬区の出生数は、減少傾向が続いています。



資料:人口動態統計

母親の出産年齢

40歳代以降に出産した女性は増加しています。また、30歳代で出産した女性は近年減少傾向にあり、そのほかの年代で出産した女性は横ばいで推移しています。

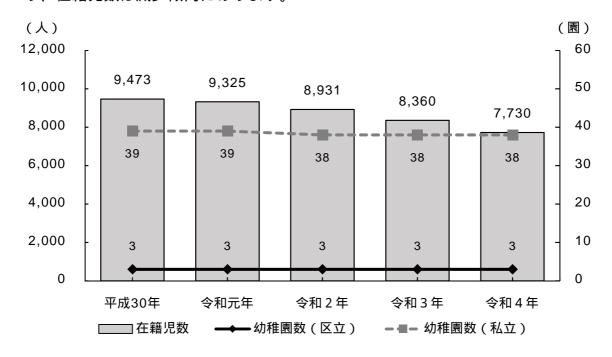


資料:人口動態統計

(2)子育て支援サービスの状況

幼稚園の状況

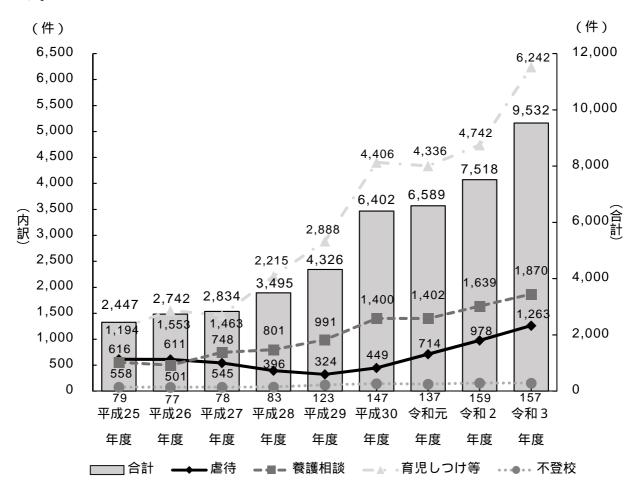
幼稚園数は現在 41 園 (区立 3 園、私立 38 園 (幼稚園型認定こども園を含む)) あり、在籍児数は減少傾向にあります。



資料:練馬区勢概要、在籍児数は各年5月1日現在

子どもと家庭の総合相談件数の推移

相談件数は増加傾向にあり、特に育児しつけ等や養護相談に関する件数が多いです。



資料:練馬区勢概要

子育てのひろばの利用状況

子育てのひろば(ぴよぴよ)、民設子育てのひろばともに、新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年度の延べ利用人数は大きく減少しましたが、令和3年度は回復傾向にあります。

	子育てのひろは	ば (ぴよぴよ)	民設子育てのひろば				
	か所数	延べ利用人数	か所数	延べ利用人数			
平成29年度	11か所	208,257人	14か所	56,152人			
平成30年度	11か所	210,089人	15か所	77,365人			
令和元年度	11か所	186,651人	16か所	80,814人			
令和2年度	11か所	111,391人	16か所	46,889人			
令和3年度	11か所	143,257人	15か所	54,997人			

資料:練馬区勢概要、練馬区統計書

多様な保育サービスの利用状況

病児・病後児保育、保育園一時預かり、乳幼児一時預かりは、新型コロナウイルス 感染症の影響で令和2年度の延べ利用人数は大きく減少しましたが、令和3年度は回 復傾向にあります。

単位:延べ人日

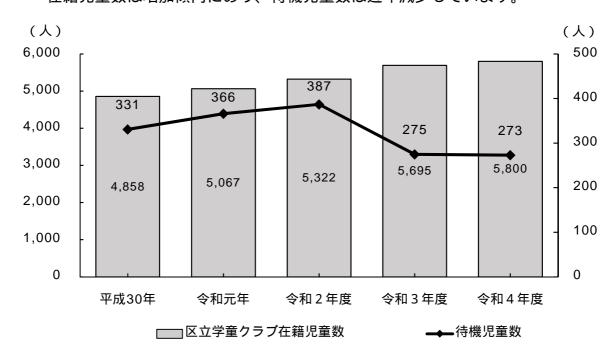
	年末保育	病児・病後児保育	休日保育	保育園一時預かり
平成29年度	230	7,651	2,091	10,389
平成30年度	116	7,403	2,169	8,044
令和元年度	87	8,046	2,614	6,618
令和2年度	246	2,348	2,380	2,818
令和3年度	170	6,813	2,893	3,085

	乳幼児一時預かり	短期特例保育	子どもショートステイ (宿泊型一時預かり)	子どもトワイライトステイ (夜間一時預かり)
平成29年度	29,982	2,579	1,074	1,390
平成30年度	31,874	2,224	1,451	1,095
令和元年度	31,033	1,951	1,515	790
令和2年度	20,863	1,350	1,646	448
令和3年度	32,475	1,099	1,883	414

資料:練馬区勢概要

区立学童クラブの在籍・待機児童数の推移

在籍児童数は増加傾向にあり、待機児童数は近年減少しています。

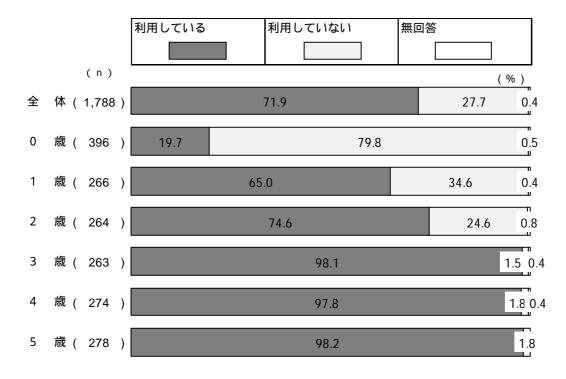


資料:こども家庭部子育て支援課(各年4月1日現在)

2 ニーズ調査の結果概要(令和4年3月)

(1)平日の定期的な教育・保育事業の利用状況

年齢が上がるにつれて「利用している」が多くなる傾向があり、3歳以上では100% 近くになっています。



全ての年齢で「認可保育所」が最も多くなっています。また、3歳~5歳では「幼稚園(通常の就園時間の利用のみ)」が3割以上となっています。

単位:%

	公口 社	利用のみ) 幼稚園(通常の就園時間の	認定こども園の預かり保育幼稚園・練馬こども園・	認定こども園	認可保育所	小規模保育事業	家庭的保育事業(保育ママ)	事業所內保育事業	居宅訪問型保育事業	認証保育所	企業主導型保育事業	ベビーシッター	ベビーホテル	定期利用保育(1歳児1年保育)一時預かり事業を活用した	ファミリーサポート事業	障害児通所支援	その他	無回答
全体	1,285	22.9	8.9	1.2	60.9	3.0	0.4	0.3	0.1	2.2	0.5	0.2	0.1	0.1	0.2	1.3	0.9	0.9
0 歳	78	-	1.3	1	80.8	5.1		-	1.3	6.4	3.8	1.3	1	1	1.3	1	1	-
1歳	173	1.2	-	-	76.3	10.4	0.6	1.2	-	6.9	1.7	-	-	0.6	-	-	1.2	0.6
2歳	197	6.1	0.5	1.5	77.2	8.1	2.0	0.5	-	1.5	0.5	-	-	-	-	1.0	2.0	0.5
3歳	258	33.7	15.1	1.2	51.9	-	-	0.4	-	0.8	-	-	-	-	-	1.2	0.4	-
4 歳	268	35.1	11.6	1.5	51.1	0.4	-	-	-	1.1	-	0.4	0.4	-	0.7	2.6	0.7	1.9
5 歳	273	31.9	13.9	1.5	53.1	1	-	-	-	0.4	-	0.4	-	-	-	1.5	0.7	1.8

(2)教育・保育事業の利用意向

就学前の教育・保育事業

全ての年齢で「延長保育のある認可保育所」の希望が高く、3~5歳では次いで「幼稚園・練馬こども園・認定こども園の預かり保育」および「幼稚園」の希望が高い傾向にあります。

単位:%

	₫ □ ᠯ ἰα	幼稚園(诵常の就園時間の利用のみ)	認定こども園の預かり保育	認定こども園	延長保育のある認可保育所	延長保育のなり認可保育所	小規模保育事業	家庭的保育事業(保育ママ)	事業所内保育事業	居宅訪問型保育事業	認証保育所	企業主導型保育事業	ベビーシッター	ベビーホテル	(1歳児1年保育) (1歳児1年保育)	ファミリーサポート事業	障害児通所支援	その他	利用希望なし	無回答
0 歳	396	2.0	8.3	6.1	38.9	14.4	8.3	2.3	0.3	0.8	8.3	1.0	5.3	1.5	3.5	8.8	0.3	0.8	16.9	31.3
1歳	266	3.0	11.7	6.8	40.6	8.3	6.8	1.9	1.1	1.1	5.6	0.8	4.5	0.4	2.3	4.1	i	0.4	6.8	42.9
2 歳	264	5.3	12.5	5.7	35.6	13.3	6.4	1.5	0.4	0.4	4.9	i	1.5	-	1.9	2.7	i	1.1	3.0	47.7
3 歳	263	24.0	33.8	11.8	35.0	8.7	0.4	0.4	ı	ı	2.3	ı	2.3	-	0.4	3.4	0.8	0.4	1.1	33.8
4 歳	274	20.8	27.7	14.2	37.2	10.9	0.4	0.4	1	0.4	2.6	0.7	1.5	-	0.4	2.2	1.1	1	0.7	35.0
5 歳	278	27.0	38.8	20.1	43.9	16.5	-	0.4	0.4	1	4.7	2.2	1.8	-	-	5.4	2.2	0.4	0.7	18.7

小学生の放課後の過ごし方

小学生の放課後の過ごし方の希望については、習い事や自宅のほか、低学年は「学校応援団ひろば、ねりっこひろば」、「学童クラブ、ねりっこ学童クラブ」の割合が高いです。

<就学前児童家庭の回答(5歳児)>

0% 20% 40% 60% 80% 100%

< 小学生児童家庭の回答 > 0% 20% 40% 60% 80% 100%

自宅

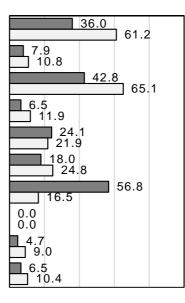
祖父母宅や友人・知人宅 習い事(ピアノ教室、 サッカークラブ、学習塾など)

児童館、厚生文化会館(児童館)、 地区区民館(児童室の開放) 学校応援団ひろば、ねりっこひろば

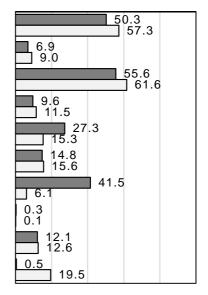
学校開放(校庭・図書館)

学童クラブ、ねりっこ学童クラブ

ファミリーサポート事業 その他(生涯学習センター、 公園など) 無回答



- ■低学年(1~3年)(n=278)
- □高学年(4~6年)(n=278)

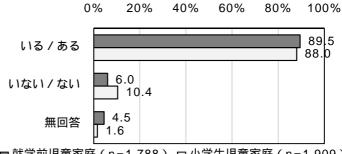


- ■低学年(1~3年)(n=957)
- □高学年(4~6年) (n=1,909)

(3)子育て全般について

気軽に相談できる人はいるか、 場所はあるか

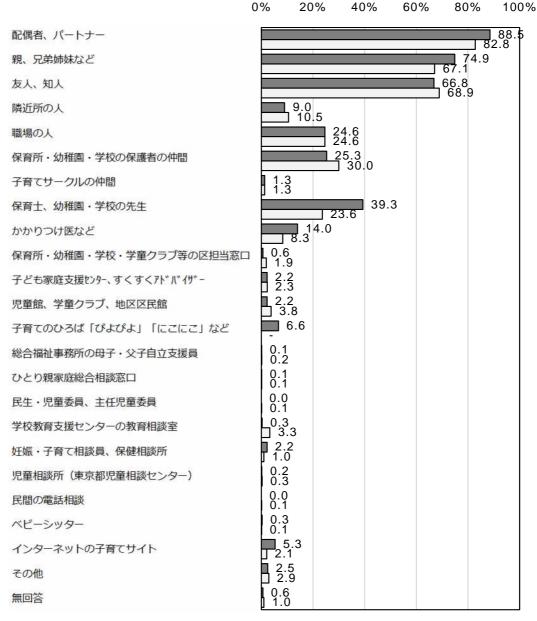
就学前児童家庭、小学生児童家 庭ともに、「いる/ある」の割合が 9割弱となっています。



■ 就学前児童家庭(n=1,788) □ 小学生児童家庭(n=1,909)

相談者がいる人の相談先

就学前児童家庭、小学生児童家庭ともに、「配偶者・パートナー」が最も多く、次 いで「親、兄弟姉妹など」「友人・知人」が多くなっています。

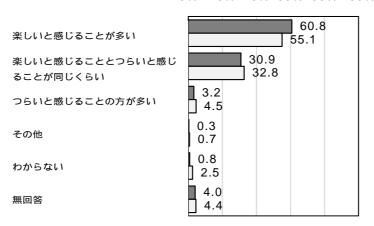


■ 就学前児童家庭(n = 1,600)

□ 小学生児童家庭(n=1,679)

子育てを楽しいと感じることが多いと思うか

就学前児童家庭、小学生児童家庭ともに、「楽しいと感じることが多い」が最も多くなっています。一方で、「楽しいと感じることとつらいと感じることが同じくらい」「つらいと感じることの方が多い」を合わせた割合が3割を超えています。

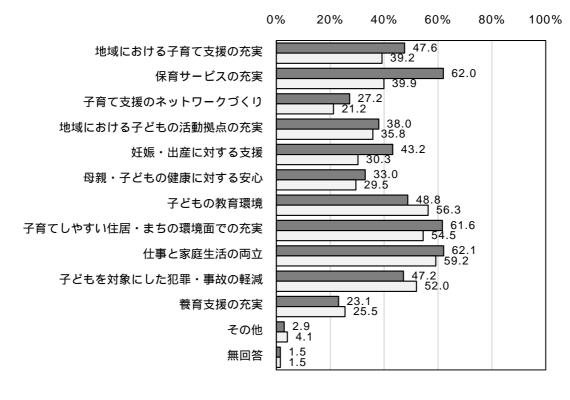


0% 20% 40% 60% 80% 100%

■ 就学前児童家庭(n=1,788) □ 小学生児童家庭(n=1,909)

子育てをする中でどのような支援・対策が有効か

子育てをする中で「楽しいと感じることが多い」と回答した家庭に、どのような 支援・対策が有効と感じているか聞いたところ、就学前児童家庭・小学生児童家庭と もに「仕事と家庭生活の両立」が最も多くなっています。

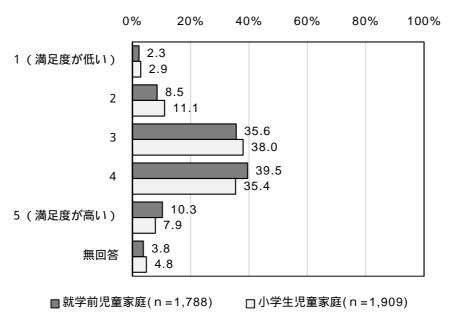


■ 就学前児童家庭(n = 1,087)

□ 小学生児童家庭(n=1,051)

子育ての満足度

練馬区における子育での環境や支援への満足度について、満足度が高い「5」「4」を合わせた割合は、就学前児童家庭で49.8%、小学生児童家庭で43.3%となっています。



(1)令和3・4年度 練馬区子ども・子育て会議委員名簿(あいうえお順、敬称略)

子ども・子育て支援法第6条第2項に規定する保護者(公募区民)

	氏 名	選出区分
1	熊谷 香苗	公 募
2	斎藤 健二	公 募
3	仙波 愛優佳	公 募
4	檜垣 真衣	公 募
5	吉田 威朗	公 募

事業主を代表する者

	氏 名	選 出 区 分
1	小池 道子	東京商工会議所練馬支部
2	鈴木 健之	練馬産業連合会

子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

	氏 名	選 出 区 分
1	梅澤 めぐみ	民設学童保育運営者 りっこう学童クラブ
2	田中 泰行	練馬区私立幼稚園協会 向南幼稚園
3	土田 秀行	東京都社会福祉協議会 児童部会 錦華学院
4	戸田 了達	練馬区私立保育園協会 妙福寺保育園
5	森山 瑞江	練馬区障害者団体連合会 練馬手をつなぐ親の会

子ども・子育て支援に関し学識経験のある者

	氏 名	選出区分
1	小櫃 智子	東京家政大学 教授
2	藤岡 孝志	日本社会事業大学 教授

その他区長が必要と認める者

	氏 名	選出区分		
1	大橋 寿惠	練馬区民生児童委員協議会		
	尾形 恵美子	令和 4 年 12 月から		

(2)練馬区子ども・子育て会議条例

練馬区子ども・子育て会議条例

平成 25 年 6 月 28 日

条例第 52 号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法 (平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定 に基づき、練馬区子ども・子育て会議 (以下「会議」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

- 第3条 会議は、つぎに掲げる者につき、区長が練馬区教育委員会の意見を聴いて委嘱する委員15人以内をもって組織する。
- (1) 法第6条第2項に規定する保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援(次号において「子ども・子育て支援」という。) に関する事業に従事する者
- (4) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 会議の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補 欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長および副会長)

- 第5条 会議に会長および副会長を置き、それぞれ委員の互選により定める。
- 2 会長は、会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の招集等)

- 第6条 会議は、会長が招集し、その議長となる。
- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

- 第7条 会議は、必要に応じて部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。

(意見聴取等)

第8条 会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、必要な資料を提出させ、意見を聴き、または説明を求めることができる。

(会議の公開)

第9条 会議は、公開とする。ただし、会議の議決があったときは、非公開とすることができる。 (委任)

第10条 この条例の施行について必要な事項は、練馬区規則で定める。

付 則

- 1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第4条本文の規定にかかわらず、平成 27年3月31日までとする。

第2期練馬区子ども・子育て支援事業計画 中間見直し(案)

令和5年度(2023年度)~令和6年度(2024年度)

令和5年(2023年)3月発行 練馬区こども家庭部こども施策企画課〒176-8501 東京都練馬区豊玉北6丁目12番1号

TEL 03-5984-1306 FAX 03-5984-1220

https://www.city.nerima.tokyo.jp/